

韓国出身被難者に対する国家補償につき敬願

東京都千代田区丸ノ内二ノ八

社団法人中央日韓協会内

財団法人 漢 交 会

会長 田 中 武 雄

内閣総理大臣

池田勇人 殿

本会は法務省の要望にそつて昭和三十一年創立し、爾來韓國人戦犯等に在留難民出所者の援護に協力して來ました。首魁の件については創立当初から、法務大臣、厚生大臣、内閣官房長官、内閣総理大臣、外務大臣等關係方面に数次に直り意見を具申要望してまゐりました。その間一時的に彼等の困難した生活に當面対処する為には一時金の給与、貸附、住宅の供与等政府支援のもとに行つて來ました。而しこれ等は何れも一時的な生活援助に過ぎずしかかもそれすら法務省の當初の語とは相當の差異あり、現在では保護団体としての事業の遂行も殆んど不可成の實情であ

ります。補償要請の理由として關係者が当地に疎情して居ることは何れも事實であり殊に戦時強制的にといはれる程に勞務をして被辱青年を戦地に送つた時の実情を既知している關係者としては全く同感するものであります。しかもその後について

人理總務は二年と限定したのに不測全く戦況上國家の一方的事情でこれを延期したと。

又その為むしろ戦犯に問はれることに相成つたこと。しかも戦犯に問はれた事情は当時の実情からして被辱個人個人には殆んど責任無と見られること。

又同じく当時日本人として現地に服務した所謂内地人との間接戦後とられた措置に相違あること。

兵隊死者遺族に對しての措置甚だしく要道を欠ぐこと。

等明確な具体的事實だけを挙げて一日も早やく戦後措置を了せられるよう要請いたします。勿論右各項についても政府としては一々一応の法的根拠もあり、特に戦時非常時中の事として理由も有之ものと存じます。がそれは國家としてむしろ当然であつて、だからといつて現実の問題と

してこのような事態を未解決のままにしておくことは日韓兩國の今後の修交  
にも大きく影響もあり、殊に急務時代に於ける日本の体面と信譽と責務  
の上からもこれが解決は絶対必要のことと信じます。

右の事情をご懸くと御考案下さいまして補償の額等支給方法については  
直接關係者の意見を徴するなどして一日も早やく解決されるよう取置い  
たします。

30

# 대한민국 외무부

번호: JAW-09483

일시: 241643

착신전보

종 별

수신인: 외무부장관

발신인: 주일대사

연: 주일정 722-220 (25.7.2)

연호론 보고한바에 대하여 "동진회" 측으로 부터 야국 정부의 견해를 문의하고  
있어오니 조속히 회시하여 주시기 바랍니다 (주일정 -외아북, 외통첩)

진상관계 ?

동진회 出張中  
9  
25

SEP 24 PM 5 14

|    |    |   |    |   |    |     |
|----|----|---|----|---|----|-----|
| 비서 | 아주 | 0 | 동상 | ✓ | 상공 | 청와대 |
| 총무 | 구미 |   | 정기 |   | 농림 | 총리실 |
| 외전 | 정문 |   | 정공 |   | 조달 | 수산  |
| 여권 | 방교 |   | 중정 |   | 외연 | 공보부 |
| 육군 | 해군 |   | 공군 |   | 해병 | 합참  |

검인: \_\_\_\_\_

발신전보

# 대한민국외무부

번호: (2) JAC 9378  
일시: 28/11/60

종 별

수신인: 주일 대사

|   |   |   |
|---|---|---|
| 의 | 신 | 과 |
| 접 | 수 | 암 |
| 호 |   |   |

대: JAW -09483

1. 주일정 722-226 (65. 7. 5.) 및 대호로 보고한 한국인 출신 전범자 단체인 "동진회" 의 문의에 대하여 다음과 같이 알리오니 동 회측에 잘 설명하시기 바람.
2. 일본의 징용 및 징병등의 사유로 발생한 한국인의 대일청구권에 관하여서는 "대일청구요강" 의 일환으로서 이를 합일회담을 통하여 일본정부에 청구하여 온바이나, 본건 연합국의 승리 및 전쟁후의 전범재판에 기인한 한국인 전범의 피해에 관하여는 당초부터 일본에 대한 청구의 대상이 아니었으며, 따라서 협정조인 이후에 국내조치로서 개입청구권의 보상문제를 검토함에 있어서도 고려의 대상밖임.
3. 일본인 전범에 대한 일본정부의 보상조치는 전후 일본이 독립을 회복한 후에 취한 조치인 바, 일본에 거주하는 본건 해당 한국인에 대하여는 <sup>그 보상사유가</sup> ~~임대적~~ <sup>독이성문</sup> ~~고려~~ <sup>해</sup>에서 조치가 취하여 질수 있도록 적절한 시기에 일측에게 촉구하도록 하시압. (외아복)

장 관

9  
29  
김희  
김희  
김희

송신시간

|    |    |   |   |     |   |   |
|----|----|---|---|-----|---|---|
| 다자 | 관지 | 접 | 인 | 주무자 | 파 | 장 |
|    |    |   |   |     |   |   |

1966年5月20日

大韓民国  
外務部長官 閣下

歎 願 書

同 進 会



同進会  
事務  
部長  
宛  
1966.5.20

## 歎願書

子孫万代の幸福과 國家百年大計를 爲하여 不撤晷夜 祖國近代化作業에 努力하는 尊敬하옵는 閣下에게 日本에 居住하는 前日本軍 韓國出身同進會 一同은 最大의 敬意를 表하는 바입니다。

저희들은 日政末期 (1942年 6月) 에 日本軍의 侵略政策에 依해서 韓國 全土로부터 20才前後의 젊은 青年들을 2個年契約으로 俘虜監視員이라는 美名下에 3千餘名을 強制로 日本軍에 徵發하여 2個月의 所定の 軍事訓練을 끝나치고 가장 戰鬪가 치열하였든 南方 (泰國, 버마, 자바, 인도네시아等地) 에 投入하여 軍務에 從事하였읍니다。

南方의 各地에 配屬된 저희들은 終戰의 그날까지 日本軍의 侵略戰爭遂行上 必要한 비행장建設, 鐵道建設等에 聯合軍의 俘虜 (英國人, 호주인, 荷蘭인) 들과 같이 監視員의 資格으로써 혹사 당하였읍니다。

終戰이 되자 聯合軍側은 저희들 監視員들까지도 무더기로 戰犯者라는 烙印을 찍어 現地刑務所에 逮捕 投獄하였든것입니다。

即 이와같이 저희들이 戰犯者라는 烙印을 받게된것은 다음과같은 두가지의責任이 日本軍에 있었든 것입니다.

첫째는, 徵發當時의 契約滿了日인 1944年 6月까지 期日을 違反하고 終戰時까지 1年 2個月余를 더 酷사하였다는 點,

둘째는, 終戰이되고 저희들이 第三國人임에도 不拘하고 日本軍當局에서 적절한 事前 및 事後의措置를 取하지 아니하였다는 點等인것입니다. 이러한 日本軍當局의 잘못으로 因해서 우리友人들 가운데서 23名의 刑死者와 125名이 有, 無期징역에 이르는 重刑을 宣告받고 現地 싱가포르 (英國關係) 지비낭 (和蘭關係) 刑務所에서 服役中 英國關係는 1951年 8月中旬, 和蘭關係는 1951年 1月下旬에 日本國 巢鴨刑務所로 各各移監되어 왔읍니다.

이때부터 저희들 戰犯者들의 身柄에關한 諸般管轄權이 聯合軍으로부터 日本國政府에 移管되어왔으나 日本政府當局은 自己들 日本國의 政治的인 利益만을 위하여 聯合軍當局의 눈치만을 살필뿐, 第三國人인 韓國人 및 台灣出身 戰犯者들을 釋放하지 아니하였읍니다.



이것은 人道主義上 도저히 용납할수없는 事實이어서 저희들은 日本国 最高裁判所에 再審을請求하여 석방을 要求하였으나 理由없이 그때 棄却하고말았읍니다。當時 日本国의 輿論도 하루속히 政府當局이 非人道的인 처사를버리고 日本軍의 잘못으로 因해서 붙잡힌 第三国人을 早速히 석방하여 各인 自國으로 보내여 그립던 父母兄弟 妻子들과 各인 만나겠음 하라고 輿論이 들끓었읍니다。

(當時日本国의 各 日刊紙新聞을 本會에서 參考로 보관하고있음)

然이나 저희들이 要求하는 第三国人 戰犯者 釈放의 要求는 人道主義上 當然함은 勿論 終戰과더불어 우리韓國人은 堂堂히 獨立國家 國民의 一員이라는 點에서도 日本政府의 이와같은 非人道的인 처사는 千不當 萬不當한 처사였읍니다。

저희들은 南方에 強制로 끌려가서도 月給도 제대로 다 못받고 20代 30代의 아까운 青春을 侵略戰爭에 희생당하고 아무죄없이 數万里 異國땅 刑務所에서 呻吟하다가 1956年 3月 各自 釈放이되어 諸般事情으로 帰國하지못한채 每日의 生計에 没頭하고있읍니다。

이러한 処地에있는 저희들은 日本政府에 別紙와같은 補償을 要求하여 10余年 間 日本政府 歷代內閣에 交渉을하여왔읍니다。이동안 우선의 措置로서 日本政府

의 別紙와 같은 閣議決定을 보았읍니다마는 本懸案인 補償問題는 全然進展되지 않  
을뿐더러, 最近에는 韓日會談에 저희들 問題도 包含해서 一括的으로 妥結하였다  
고 하면서 韓國大使館을 通하라는 消極的인 態度表明이어서 韓國大使館을 通하여  
本國에 照會한結果 日本政府에서 말한바와는 달리 1965年9月28日付 外務部長官  
名義로 回答「---今般請求權의 對象이 안된다-----」이 왔읍니다.

그러나 駐日 韓國大使館側은 本國政府의 確實한 訓令도 없고 하여 現在 주저하  
고 있읍니다.

저희들의 補償問題는 戰後에 發生된 所謂「戰爭犯罪者」라는 特殊性을 가진 것  
이며, 韓日會談請求權의 對象이 아니라는 것은 外務部長官回答에 表明된바입니다.

저희들은 韓日會談妥結을 契機로 10余年間의 未決懸案이었던 日本政府에 對한  
다음과 같은 補償을 時急히 處理하지 않으면 안될 立場에 놓여 있읍니다.

#### 첫째 : 刑死者 遺骨送還問題

大韓獨立萬歲를 웨치면서 異國의 刑場에서 이슬로 사라진 23柱의 故友들의 遺  
骨을 日本政府가 鄭重히 禮儀를 다하여 本國으로 送還하여 遺族들의 품안에 안  
겨 주어야 할 것.

### 둘째 : 遺族補償問題

사랑하는 아버지 남편 그리고 子息이 異國에서 刑場의 이슬로 사라진 오늘날 故國에 있는 遺族들의 生計가 甚히 危險을 느끼고 있으며 이들 父母妻子들에게 生計保障問題를 日本政府가 解決하여야 한다는것。補償要求額은 刑死者1柱當 5,000,000円也입니다。(이는 1953年 9月 「비키니島」 水爆実験被害者 日本人久保山氏의 遺族補償解決 (¥ 6,500,000) 例를 參考로 하였습니다。)

### 셋째 : 釈放者에 對한 補償問題

刑死者 23名을 除外한 釈放者 125名中 歸國者 또는 日本居住者들을 莫論하고 오래동안 젊은 青春을 軍隊와 刑務所에서 보낸 關係로 生計에 必要한 아무런 技術習得도 없이 特히 日本에있는 저희들은 事實上 生活維持에도 固難을 받고 있다는 點。

補償要求額은 逮捕日부터 釈放日까지의 期間 日當 500円으로 한 通算額입니다。(이의 근거는 當時 日本國 刑事補償法 日當 200円~400円 과 日雇庸 日當貨金 500円~700円 을 參考로 하였습니다。現行刑事補償法은 日當 400円~1,000円, 日雇庸 日當貨金은 1,200円~1,500円입니다。)

以上과 같은 3項目에 對하여, 日本政府는 當然히 法的, 또는 道義的인 責任을 느껴, 早期解決을 하여 줄것으로 期待하였읍니다마는 如意치 못하므로 焦燥感을 不禁합니다。

저희들은 戰前 戰後를 通하여 祖國에 아무런 이바지 하나도 못하여 罪悚千萬입니다마는 本國政府에서는 저희들의 立場을 充分히 納得하셔서 大使館을 通하여 日本政府關係當局에 絶忠하는데 協助하여 주실것을 간절히 바랍니다.

祖國의 繁榮과 近代化作業을 爲하여 不撤晷夜 拚물하고 계신 尊敬하옵는 閣下에게 황송하오나 日本에 居住하는 저희들 同進會 全會員은 두손 모아 한결같이 善處하여 주시기를 기다리겠읍니다。

1966年 5月 20日

同進會  
會 長



李大興

※参考로서 別紙 目錄書類를 添附합니다。

同進會 本部 住所

東京都板橋區坂下3丁目13番7号 電話 東京 966-6587-8

會長 李大興

同進會 韓國連絡所

서울特別市鍾路區世宗路103番地 電話 서울 72-9937

連絡人 文武會



## 目 録

- 1, 経緯概要
- 2, 請願書 各大臣 昭和30年4月23日付
- 3, 要請書 鳩山総理大臣 昭和31年2月25日付
- 4, 要請書 石橋総理大臣
- 5, 要請書 岸総理大臣 昭和32年8月14日付
- 6, 要請書 池田総理大臣 昭和37年10月22日付
- 7, 請願書 西村厚生大臣 昭和37年7月30日付
- 8, 巢鴨刑務所出所 第三国人慰籍  
에 대하여 (内閣審議室) 昭和37年10月11日付
- 9, 国家補償에 대하여 昭和37年12月12日付
- 10, 質問主意書 島上代議士 昭和40年4月16日付
- 11, 答弁書 佐藤総理大臣 昭和40年4月22日付
- 12, 閣議了解 内閣 昭和30年7月28日付
- 13, 閣議了解 内閣 昭和33年12月26日付

14, 補償要請額概算

15, 第三国人戦犯者国家補償에 대해

① 16, 裁判記録

17, 在日韓国出身戦犯者同進会趣旨書

18, 在日韓国出身戦犯者同進会規約

昭和十七年六月 二ヶ月の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事。それぞ  
れ現地で終戦となる。戦后軍務中のことが問責され、戦犯に問われ  
る。

|       |      |
|-------|------|
| 刑 名   | 四九名  |
| 自 然 刑 | 一七二名 |
| 一 計   | 三二一名 |

現地刑務所で昭和二十六年八月まで日本軍刑務所に移付さる。

昭和二十七年六月 日本弁護士連合会の協力を得て人身保護法に依

り即時釈放を提訴するも同年七月三十日却下す。以後改政促進日

本人戦犯といを別待遇の撤廃、殊に昭和二十九年十二月新井氏、

及び昭和三十年五月伊原、並木河氏の釈放を契機に、出所後の

当面の生活問題として

一 生活資金の支給もしくは貸与



一 庄宅修繕

二 就 候 料 建 修 等 を 要 請 し た

昭和三十一年七月 閣議決定

一 一時官仕職改

一 生業資金の貸付手

昭和三十年十一月 財団法人博交会（米国）、財団法人友和会（台

湾）が設立された。南米秘運のあらゆる問題と交渉している。

昭和三十一年一月 内死者遺族に對して五（五）万円の支給（一住当）

旅費散給百（百）円して逮捕日からは出所日までを遺族、日当五（五）円

迄の期間に於て支給（一人当）國家補給を要請する。

昭和三十一年四月五日 湯山首相に面談

湯山は普選を約され、湯山は私の代理として出中官房副長官に回

談するようになつた。

昭和三十一年七月十二日 岸本法律事務局長の主催する連絡協議会

が開催され、各関係者の次官及び局長らが出席協議。

昭和三十一年八月十日 鳩山首相に再度面談を要請したところ、

出中官房副長官から八月十六日の次官会議に因り書処するとの約束を得、韓国、台湾両代表が参席國家綱領要請につき説明。

昭和三十一年一月七日 中村法務大臣に面談

法相は皆さんの意見通りよりに善処したいと約束。

昭和三十一年一月八日 石橋首相に面談を要請したが、石田官房長

官は出来るだけ皆さんが満足するようになりたい。首相は十四日遊説から帰京するから、その時に面談させることを約束した。

以上の外に、田中官房副長官には五、六回、田辺、萩原両局長には四回となく面談している。

昭和三十一年八月十四日 代表委員、萩原総務副長官に面談

この問題は初耳だが、要請書の内容からしてなんとかせねばならないと思う。直前に面談の取つぎをする。

昭和三十一年八月二十日 代表委員、岡崎官房副長官に面談

事清はよくわかつた。善処したい。

昭和二十二年八月二十一日 代表委員、堀本厚生大臣に面談

就任したばかりで、もつと勉強しなければならぬが、清交会々々長田中武雄氏、友和会々々長木村篤太郎氏とも恣意にしているからよく相談したい。

昭和二十二年九月十一日 清交会々々長田中氏、要請書のことにつき

代表委員に面談

昭和三十三年二月三日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

事情はよくわかつた。政府として誠に申訳ない。

総理も以後処理のことを考えている。清交会々々長田中氏、友和会々々長木村氏とも相談の上早急に善処したい。

昭和三十三年二月二十六日 友和会々々長木村氏、要請書のことにつ

き層沢法務大臣に面談

法務大臣は愛知官房長官と相談の上善処したいと言明。

昭和三十三年三月九日 友和会々々長木村氏、要請書のことにつき要

知官房長官に面談

昭和三十三年三月二十六日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

九日の次官會議に話したが結論を得るに至らなかつた。

明日の次官會議に図りたい。

昭和三十三年四月一日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

昨日の次官會議の決論として本日午後三時、清交会、友和会同護幼体と協議することにした。

田中龍夫副官房長官の同会で、吉田内閣審議室長、渡辺内閣審議室、清交会々々長田中氏、原出専務、友和会々々長木村氏、護水比ら  
が協議し、次の結論を付した。

一問題の性質上、大局的な観点から問題を解決する。

二今後内閣官房副長官は清交会々々長、友和会々々長と協議して促進を図る。

三事務的なことは至急に内閣審議室長が担当して積極的に調査する。

昭和三十三年四月十五日 代表委員、渡辺内閣審議官に面談

新内閣が出来てから具体化されると思われ、皆さんが納得がゆく様に政府として誠意を示したい。

昭和三十三年六月六日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

国の財政のこともあつたが、早急に善処したい。

昭和三十三年六月十八日 一技乗用旅客自動車運送事業申請（各三〇台）

昭和三十三年十二月二十六日 閣議決定

一 燃費措置 二 生息確保 三 公営住宅の人等

昭和三十五年七月十三日 一 政策用旅客自動車運送事業免許になる。（各一〇台）

昭和三十七年十月 タクシー免許の獲得と免許返の事業経営のため

国家採補の交渉を一時中止していたが再開。

昭和三十七年十月二十三日 代表、細谷官房副長官に面談

燃費の国家補償を早急に解決する様要請した。

昭和三十一年十一月二十一日 代表、古谷総務副長官に面談

近藤参事官同席

補谷官務副長官の指示に依り総理府の古谷副長官に面談し、これまでの経緯と国家補償を要請するに至つた現状等について説明、早期解決を要請した。

古谷総務副長官の指示に依り謝後、近藤参事官に面談することになつた。

昭和三十一年十二月二十日 代表、近藤参事官に面談

近藤参事官は皆さんのことは破産先して善処すべきである。

日経云々も手戻上女話している。責任をもつて半減内に解決したい。

昭和三十一年一月二十三日 代表、近藤参事官に面談

要請に依り資料を送出し、入院中の木村、津本両君の件を厚生省から総理府に移議した。

官房長官が、田中、木村両被疑会々長に正式に面談の通知をする

ことになつてゐる。

昭和三十八年二月十一日 代表、近藤参事官に面談

参事官は才一段階として細谷、占谷両長官、援護団体と話合い行政部にまわしたい。

昭和三十八年二月二十日 清父会の原田先生、近藤参事官に面談

昭和三十八年二月二十八日 代表、近藤参事官に面談

官房副長官のところに書類かいつてゐるから来週早々原田先生と一緒に会いたい。

昭和三十八年三月七日 代表、近藤参事官に面談

事務当局の意見は一改しており、成案を官房長官に提出してゐるので連絡待ちである。

一、遺言 一、補償 一、今後の生計 を育子にした。

昭和三十八年三月二十二日 清父会。田中、原田先生、総務長官に

面談、近藤参事官同席

長官は関係者の説明を受けており、よく事情を聞いた上で、私の

理をきめ、閣議に報告して決めた。結論はよくわかつた。具体的にどうするかは原出元生と近藤参事官が話合つてもらいたい。

昭和二十八年四月十日

代表、近藤参事官に面談

昭和二十八年五月七日

昭和二十八年六月三日

清父、原出元生、青山参事官に面談

昭和二十八年六月七日

昭和二十八年六月十四日

昭和二十八年六月十九日

代表、青山参事官に面談したか、就任し

たばかりで、よく検討したいとのであつたので、前任者である近藤氏に一回面談した。

昭和二十八年七月四日

代表、青山、山永両参事官に面談

昭和二十八年七月二十三日

代表、松永参議室長に面談

山永参事官の参言について遺憾の表明があつた。経緯については細合、占谷両長官に報告してある。

昭和二十八年九月四日

代表、松永参議室長に面談



最終的に決つていない。副長官の意見を如何いした上、決めたい。

昭和三十一年九月十九日 清父会・田中、原田元生、古谷総務副長

官に面談、公水審議室長同席

役員は仲々むづかしい問題で、これまで統一がとれていなかったが、積極的に考慮したい。

昭和三十一年二月十七日 清父会・原田元生、古谷総務副長官、公

水審議室長に面談

早く結論を出してもらおうよう要請した。

昭和三十一年四月七日 清父会・原田元生、古谷総務副長官に面談

長官は、充分とは言えないが資料はこれでよい。

原田元生は資料も集まっていることだから早急に結論を出してもらいたい。

昭和三十一年五月八日 公水審議室長に面談

早急に解決方を要請した。

昭和三十一年九月二十一日 木次氏、官房長官、副官房長官に面談したが、進展していかない様子であつたが、両長官は解決に努力した。

昭和三十一年十二月十八日 佐藤総理大臣に朝比奈秘書官を通じて改めて請願書を提出し早速解決を要請した。

昭和四十一年四月十五日 島上善五郎国会議員國家補償について質疑書提出。

昭和四十一年四月二十三日 朝比奈氏に対する佐藤総理答弁書。

昭和四十一年五月二十五日 外務省韓日会談で一括解決した。

昭和四十一年六月 日 泉田先生、女井総務長官に面談、書慰方を要請した。

昭和四十一年十月八日 韓国大使館で外務部長官の回答内容を聞く。

「今般の請求権の対象になつていない」

昭和四十一年二月八日 竹下副官房長官に面談。

二名の精神病院患者の帰國について誠に気毒なことで出来るだけ

要請に応えたい。

補償及遺骨送還については韓国サイドから話しがあれば、話しあ  
えるんぢやないか。

検討させて欲しい。

コ条約に拘泥し自国の口民は勿論のこと亦三口人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が何処にあるでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて知人も友人もない異國日本に拘禁され、私達の苦惱も家族の奥惱も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の窮乏と心の歎きを訴える家族の手紙を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒、正義と人道の名において、一刻も早く釈放して下さるよう切にお願ひ申し上げます。

## 二、国家の保障について

かつて私達の国土が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかつたならば、私達は勿論戦犯にはならなかつたでしょう。私達の自由意志、私達の徒罪事情がどうであろうとも、客観的には、私達は誠心、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並に台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私たちの拘禁により受けた損失を国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として倭国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもつています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な理由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを熱望します。

## 三、差別待遇の撤廃について

百歩を譲って、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈論議は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一樣に享けている法律的保護と特典が同じ理由により戦犯となつた私達亦三國人に対して適用されないのはどうしたことでしょう。私達は左記差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

1. 家族保護法、恩給法の適用

2. 遺族に対する見舞金及び年金の支給

3. 家郷までの一時出所

4. 出所者に厚生資金の貸与

## 四、出所後一定期間の生活保障について

寫

請願書

昭和三十年四月二十三日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村 鶴 来

大臣 殿

私達はオ二次大戦に参加させられ、戦後戦争犯罪人としての烙印を押され数奇な運命に喘ぐ者達であります。現在軍艦拘留所に服役している三十名と既出所者中日本に居留している五十数名の者は之れまで教団に回り私達の現状並びに由守家族の窮状を日本政府に訴へ善処方を喚願懇請してきましたが、何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度オ二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明朗な政治確立に邁進せられる貴下に最大の敬意を表するものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ、久しく囚徒生活に呻吟しつづけている私達いわゆるオ三國人戦犯に貴下の御同情ををまわり、左記諸願事項に就し、貴下の速やかなる善処解決方をお願い申し上げます。

左記

一、釈放について

私たちがどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇を受けたかについては、今更通知は申上げません。一に貴下の御費察にお任せ致します。たゞ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和二十七年六月、私達は人身保護法に依り即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが「受刑当時が日本人であつたから、刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という要旨の判決でありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが政治的な問題があるのだから」と述懐しています。法律で裁かれた私達が法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば「政治的な問題」があつたにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し自国の口実は勿論のことオ三國人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が何処にあるのでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の嘆息も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の窮乏と心の敷きを訴える家族の手紙を統べ段に、私達は人知れず泣いております。何卒「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいるよう切にお願ひ申し上げます。

二、国家の保障について

かつて私達の国土が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかつたならば、私達は勿論戦犯にはならなかつたでしょう。私達の自由意志、私達の徒罪事情がどうあつても、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並びに台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私たちの拘禁により受けた損失を国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として母国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもつています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償を受ける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを懇望します。

三、差別待遇の撤廃について

目歩を窺つて、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈差義は抜きにして、常識と人情がらいつても、日本人戦犯が一樣に享けている法律的保護と特典が同じ事由により戦犯となつた私達オ三國人に対して適用されないのはどうしたことでしょうか。私達は左記差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

1. 家族保護法、恩給法の適用  
2. 出所後の生活費の支給

3. 遺族に対する見舞金及び年金の支給  
4. 出所後の生活費の支給

寫

請願書

昭和三十一年四月二十三日

華國出身戦死者一面

代表 広村 鶴 来

大臣 殿

私達はオ二次大戦に参加させられ、戦後戦時犯罪人としての烙印を押し、教習官連中に啼く者達であります。現在東勝拘置所に服役している三十名と既出所者中日本に居留している五十数名の者はこれまで数回に亘り私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ善処方を戦務懇請してきましたが、何一つ解決されないまま、に今日に至りました。幸にしてこの度オ二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明らかな政治確立に邁進せられる貴下に最大の敬意を表するものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥られ、久しく囹圄生活に呻吟しつづけている私達いわゆるオ三國人戦死に貴下の御同情をたまわり、左記諸願事項に關し、貴下の速やかなる善処解決方をお願ひ申し上げます。

左記

一、釈放について

私たちがどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇をうけたかについては、今更懇切に申し上げません。一に貴下の御賢察にお任せ致します。たゞ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和二十七年六月、私達は人身保護法に依り臨時釈放を最高裁判所に提訴しましたが、受刑時が日本人であったから、刑期満了まで日本人と同様に取扱うべしという要旨の判決でありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが政治的の問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば、政治的な問題しがあったにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し自国の口実は勿論のことオ三國人までも戦時犯罪人として今後拘禁を強要する必要が何処にあるでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて知人も友人も皆異國日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊悩も、到底日本人戦犯並みに家族の比ではありません。生活の窮乏と心の敷きを訴える家族の手紙を統べ度、私達は人知れず泣いております。何卒「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいるよう切にお願ひ申し上げます。

二、国家の保障について

かつて私達の国土が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかつたならば、私達は勿論戦犯にはならなかつたでしょう。私達の自由意志、私達の従軍事情がどうあつても、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般難民人並みに台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私たちの拘禁により受けた損失を国家として補償するの口國際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として母国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもつています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤憤嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の向題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に取られることを懇望します。

三、差別待遇の撤廃について

自歩を譲つて、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈歪曲は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一樣に享けている法律的保護と特典が同じ事由により戦犯となつた私達オ三國人に対して適用されないのはどうしたことでしょうか。私達は左記差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

- 1. 家族保護法、恩給法の適用
- 2. 遺族に対する見舞金及び年金の支給
- 3. 家郷までの一時出所
- 4. 出所者に衛生費金の貸与

四、出所後一定期間の生活保障について

満期出所と仮釈放のいずれを問わず「戦死」の烙印のもとに暮らねばならない私たち才三國人の日本における社会生活がどんなに苦しいものであるかは容易に想像して頂けると存じます。私たちは日本人からは冷眼視され、時には同胞から誤解されることもあります。かつて戦後の青少年期に徴用された私たちは、長い戦場生活と牢獄生活のため、今では四十台前後の中年となり多くの者はなんの手足もありません。折角の釈放も、失業と飢饉のみが私たちを待っている現状にあります。身寄りもなく路頭に彷徨する不遇は私たちに、何卒一定期間内、生活を保障して下さいよう御願い申し上げます。

1. 住宅、就労の斡旋（公営住宅又は燃料で食与できる住宅）
2. 被服器具の支給
3. 一時生活資金の支給
4. 官費による罹病者の治療並に療養
5. 家族の生活保護
6. 一時帰国の許可

（註）——日本人戦死は仮出所と同時に家族と同居、その生活を支えることができるが、私たちは日本国内に居住することを条件とされるので、それが全く不可能。

貴下が 大臣になられたことによつて、一般日本人同様私達も明るい希望に燃えています。何卒貴下の政治力と英断によつて、前記諸懇事項に対し、特別の御考慮と速やかなる許容措置とを切に御願ひ申し上げます。

要 請 書

私達韓国出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に対し、謝意を表しつつ、私達がうけた損害に対し、日本国の国家補償を左記の通り要請致します。徳名高い貴下におかれましては、久しく特殊な苦悩と痛恨を獄中になめてまいりました私達の哀情に御同情を賜り、この要請を是非とも御許容下さいませようお願い申し上げます。

左 記

十数年前、どのような手段方法によつて、私達が日本軍々属に徴用され、遠く南方の戦地に派遣されたかについては、先に貴下に申述べました。

終戦と同時に、日本国籍のなくなつたはずの私達が、日本軍に徴用されて「上長の命令はそのことの如何を問はず直ちに服従すべきこと」と強制されて軍務に服した、その責により敵罰に処され、爾来、今日まで十年、囹圄で味つた私達の痛苦、並びに家族の非難困窮の実情につきましても、先に詳しく貴下に訴えました。従つて今こゝで再びくどくどと申し上げようとは思いません。たゞ今も申し上げたいことは、精神的な事柄はさておき、同じく戦犯者でありながらも日本人に比して、私達韓三国人戦犯者が物質的並に精神的にも不当な処遇を受け、かつ現にうけつゝある事実です。(昭和三十年四月二十三日附請願書参照)

中でも特に私達が断腸の思いを禁じ得ないことは不運にして南方の露と消えた私達の同胞刑死者並にその遺家族のことです。日本人刑死者は日本国家から町重な見舞と弔慰金を頂いていますが、私達の仲間韓民族の故か、何の音沙汰もなく、異郷の土として放擲されたまゝになつております。かつての戦友並にその遺家族のために、私達はこの不遇、この差別を断じて黙過し得ないのであります。

また昨今、貴下並に閣員諸賢の御同情により日本人はその拘禁期間を通算されて、恩給又は給与の支給を受けることになりました。しかし、これまた私達は適用外におかれています。

均しく日本国のために尽し、そのためにこそお互が重刑を受け日本政府の手によつて拘禁されたにもかゝらず、一方は法の恩恵を受け、他方は路傍の石の如く磨みられることなく棄て去られるこの不合理、この差別は、私達の理解に苦しむところでは、特に御賢察を御願ひ申し上げます。

以上甲上げましたような、拘禁以来今日まで十年間、私達がうけた数々の特殊な損失、差別による不利益を考慮致しまして、国家補償として次の金額を支給下さるよう、こゝに要請致します。

- 一 韓国出身戦犯刑死者のために、その遺家族に対し金五百萬円也の支給(一柱当)
- 一 服役韓国出身戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金五百円也の割合にて支給(一人当)

私達は慎重に考慮し、研宄した結果右の金額を定めました。何卒特別の御考慮を賜りましてこの要請を御受納御解決のほどをお願い甲上げ御回答を御待ち申しております。

なお、本件の解決により、韓日兩民族の友好が一層促進されることを私達は併せて衷心から希つておるものであります。

貴下の御健康を祈り

善 処 を 希 い つ つ

昭和三十一年二月二十五日

韓国出身戦犯者同進会

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 代 表   | 李 榘 来 | 高 在 潤 |
|       | 洪 起 聖 | 韓 允 哲 |
|       | 朴 允 彦 | 李 大 興 |
|       | 金 堯 堯 | 鄭 殷 錫 |
|       | 李 義 吉 | 尹 東 鏡 |
| 文 祚 行 |       |       |



石橋内閣の成立を心からお慶び申し上げます。

私達は才三國人戦犯者（韓国出身者一四八名、台湾出身者一七三名）であります。

さて、私達の特殊事情に関しましては、既に御承知のことと存じますが、簡単に申上げたいと思ひます。

それは、あの太平洋戦争中日本人として、ビルマ、マライ、タイ、ジャワ、スマトラ、ボルネオの各方面に動員され、終戦后現地の連合軍の軍事裁判によつて、戦犯者としての汚名を受けました。その結果私達の戦友、韓国二三名、台湾二六名は絞首台の罪と消え、二七二名が重刑に処せられました。

あれから十数年、いまだに一名の者が兼務刑務所に呻吟しています。そして釈放された、所謂、才三國人戦犯者は、三年間の軍隊生活に引続き、十余年の獄中生活で青春を踏みじられたばかりでなく、肉親も知己もない異境の地では、意に叶う就職も出来ず、殆んどが窮迫し



た生活に暮らしています。

私達は生れ故郷を愛し、その故郷に暮らすことを切望しています。両親や知己が待つている、故郷の生活が想像以上苦しいことも知っています。それでも、その祖国に暮らすことをひたすら希望しています。然し、諸種の事情から日本に留まることを余儀なくされて生活は苦しんでいます。そのため遂に昭和三十年に一名、昭和三十一年に一名の自殺者を出してしまいました。

右の事情は、前内閣当時から重なる心配をいたどしましたものの未解決のまま今日に至っているものがあります。いや、私達は私達の事情ばかりを強調したくありません。

時恰も、貴国は國民の宿望である日ソ交渉の妥結と国連加盟の實現により完全に國際社会に復帰したことは、誠に意義多いことで、ご同様に堪えない次才であります。ソ聯からは、続々政府の抑留者が引揚げてきます。それらの人々の中には私達以上の辛酸をなめ、遂には、シベリアの何処かで祖国の空を瞳に浮べつゝ思をひきとつた人もあり

ましよう。私遣と同様に、これらの悲運の人々は、はつきりした日本という祖国があり、肉親が存在しています。このことについて私遣は刑死した戦友や、釈放後生活苦で自殺した友人、それらの遺家族のこととを思うと、つきない感情が湧いてくるのであります。一体日本政府はこの事態をどうお考えになつているのでしうか。日本政府は、先ず道義的責任と今日までの不当な取扱ひをしたことに対して充分考慮し、日本政府が、在ソ同胞の引揚促進に熱意をかけたと同様に私遣の問題をも是非解決していただく様強く要望致します。

幸い、このたび「自主外交の確立」と「完全雇用」を掲げて踏足せられた石橋内閣は名実ともに積極的で責任をもつ方々が勢揃いしていると承わりましたので、私遣は、最も大切な事項で、前内閣時代から未解決のままになつてゐる。

◎才三國人戦犯刑死者のために、その遺族に対し金五百万円也の支給  
(一柱当)

◎服役才三國人戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日

資金五百円也の割合にて支給（一人道）

この二つの国家補償の要請を慎重に考慮していただきたいのです。

この根拠は、私達才三國人戦犯者代表が昭和三十一年八月十六日、首相官邸で田中官房副長官、関係省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したもので、日本政府が才三國人戦犯者に対する当然の責任と道義に基き補償すべきものであります。私達は、最早多首は申上げたくありません。たゞ韓國人の立場として、或いは台湾人の立場として、自分達の生活を養っていき、それを守りながら、隣邦との親善に努力を傾注していきたいと思えます。

石のような次才ですから、いろいろな角度から御研究下さいまして何卒特別のご配慮を下さいますことをお願いすると同時に、只今要請に参上している私達に即時回答下さることをお待ちしております。

新内閣の御隆昌と責任を信じ、併せて貴下の御健斗をお祈り致します。

昭和 年 月 日

韓国出身戦犯者同進会

代表 金 錦

李 鳳 樞 朴 文

金 完 根 高 在

李 鶴 来 金 基 永 潤

韓 允 哲 朴 允 商

台湾出身戦犯者同志会

代表 陳 清 川

林 東 雲 許 錦 茂 泰

韓 水 波 羅 濟 鏡

林 煥 貴 歐 炳 甲

呉 遠 苑

尚、参考資料として次の書類を添付します。

○才三國人戦犯者（韓国）の国家補償について

○才三國人戦犯者（台湾）の国家補償について

○嬰譜書（韓國）昭和三十一年二月二十五日附

○嬰譜書（台灣）昭和三十一年二月 日附



私達、韓国台湾出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に謝意を表します。またこの度は東南アジア及び助米等の大任を遂行して帰國された貴下に敬意を表するものであります。戦時、戦後を通じて重要政務に専念し又兼暢拘禁の体験を有られた貴下は、私達の立場及び境遇については十分御承知のことゝ存じますので、こゝで殊更に反復して申上げることをご控えたいと思ひます。たゞこゝで申上げたいことは、一口に「戦犯」と言つても私達はその境遇におかれた因果關係が日本人同僚のそれと全然違ふといふことであります。

このことについては過去数年にわたり私達の事情を日本政府に訴願して参りましたので貴下は既に御存じのことゝ思ひますが、兵使の職務のなかつた私達でありました。日本國の危急存亡の急務に応じその國策遂行のために昭和十七年六月二ヶ年の契約で日本軍に徵用され南方各地に派遣されて、都合のいゝ時は「日本人」、都合の悪い時は「朝鮮人」、台湾人」と呼ばれたがらも忠実に軍務に従事し現地において終戦になりました。そして私達は軍務中の正當勤務が問責され四九名は死刑に、二七二名が無期、有期の重刑に処断されて現地の刑務所で服役中、韓国出身戦犯は昭和二十六年八月、台湾出身戦犯は昭和二十八年八月を以つて全員日本の兼暢刑務所に移管されました。

当時私達は祖國の隣國たる日本に來た喜びと対日講和への大きな期待をもつて、その日の來るのを待たれていたのであります。ところが、アメリカ軍管理が今度は日本政府の手に依つて直接私達を拘禁管理するに至つたのであります。私達は過去、日本國のために忠誠こそ尽せ、何等日本の國法を犯していない私達を、然も才三國人たることが顯然としているにも拘らず、日本政府は自國の利益のために私達を強制的に拘禁を続けたいのであります。そこで私達は昭和二十七年六月日本弁護士連合会の協力のもとに日本國最高裁判所に釈放を請求して提訴しましたが、心外にも私達の請求は却下されて服役を続けましたが其後それぞれ刑期を満了し、家族は勿論、誰一人として身寄りの無い生存競争の激しい異國日本の社会に放り出されたのであります。軍隊生活から直結した永い間の軍隊生活に依つて青年期を踏みこじられその上就職に必要な技術を習得する機会すら絶無であつた私達の現今の生活が如何に窮迫しているか、また一方支柱を失なつた故郷の遺家族及び留守家の生活が周囲の事情と相俟つて苦心両面とも如何に惨憺たるものであるかを貴下は容易に御推察下さるものと信じます。私達は常に従軍時にも拘禁中も否、出所後も才三國人であるが故に、多くの悲哀に耽溺されておられますが、その中でも刑死された故友及びその遺家族に対して日本政府は一体これまで如何なる処置をお取りになつたでしうか。誠に遺憾に堪えない次才であります。



私運に生命も、青春も、あらゆる犠牲を強要した日本政府は道義的責任にかかいても、誠意をもつて私運のこの胸中を察して頂きたいと思ひます。

私運は以上申上げたことを要約するとつまり

一 日本政府は兵役の義務のない私運を強制的に徴用した。

二 日本政府は服役期間二ヶ年契約を履行せず終戦まで服役させたために拘禁せられること

ゝなつた。

三 日本政府は連合国との諸条約締結時に私運才三國人の立場を考慮しなかつた。

四 日本政府は講和条約発効後、自国の利益のため私運を直接拘禁した不当性。

五 日本政府は、従軍時、拘禁中及び出所後を通じて私運に対し多くの不当な処遇があつた。

以上の点を慎重に考慮致した結果、日本政府「吉田、鳩山、石橋内閣に国家補償として

○ 才三國人戦犯刑死者の遺家族に対し金五百萬円也の支給（一柱当）

○ 服役した才三國人戦犯に対しては、逮捕日から出所日までを遡算、日当五百円也の割合

にて支給（一人当）

を要請し、交渉して参りました。然し、善処するといふ応得だけで今だに解決のまさしはみえません。そこで、私運は懸案事項である国家補償を更めて貴下に強く要請致します。

何卒私達の要請に特別の御配慮を切望し、御回答をお待ちしております。  
尚御参考までに別紙「交渉経過の要点」を添付します。

昭和三十三年八月十四日

韓国出身戦犯者同進会

代表

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鄭 | 李 | 高 | 朴 | 金 | 文 | 金 | 金 | 朴 | 李 |
| 殷 | 大 | 在 | 昌 | 完 | 濟 | 基 |   | 允 | 鶴 |
| 錫 | 興 | 興 | 浩 | 根 | 行 | 永 | 金 | 道 | 來 |

台灣出身戰犯者同志會

代表

林

東

雲

德

水

渡

許

錦

茂

陳

清

川

歐

丙

甲

羅

新

丁

日本國內閣總理大臣

岸 信 介 殿

写

私達は日夜政務に精勵しておられる貴下に敬意を表明致します。さて、私達は別添要請書のとおり國家補償を鳩山、石橋、岸、歴代内閣に強く要請して参りましたが、未解決のまま、今日に至っております。

私達はこの間、数次にわたり日本政府の厚誼的な措置を受けておりこのことについて感謝致しますが、いづれも漸定的措置にすぎず根本的な國家補償は何らの進展をみておらず誠に遺憾に堪えません。

私達が要請している國家補償は別添要請書とおり、戦後戦争犯罪者として私達が拘禁された期間に対する補償を日本政府に求めるものであります。

最近、韓日兩國の国交正常化の機運が場まりつゝある折柄日本政府は道義的責任にかいても私達の問題を放置することはできない筈であります。

また、日本政府はさきにソ連地区の日本人墓地の墓参や外地戦犯刑

死者の遺骨収集を行ない且つ、それぞれの遺族には相當の処遇をして  
いるに拘らず才三國人戦犯刑死者の遺族に対してはなんの措置もなさ  
れていない状況であります。このような状態が続くことは日本國民の  
良識と信義に戻ることであり、國家間の親交上からも、望ましいもの  
でないと思ひます。

私達は日本政府がこの際、誠意をもつて左記要請事項について特別  
なご配慮をされていたとよくようお願い申し上げます。

#### 記

- 一 才三國人戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算、日当五百円  
也の割合にて支給（一人当）
- 一 才三國人戦犯刑死者の遺族に対して金五百万円也の支給（一柱当）

右要請致します。

昭和三十七年十月 日

韓國出身戰犯者同進會

代表

李 大 興

李 鶴 來

高 在 淵

鄭 殷 錫

安 正 煥

車 駿 錫

台灣出身戰犯者同志會

代表

鄭 火 旺

林 東 雲

歐 丙 甲

簡 水 波

陳 士 城

西 河 義 德

福 島 政 雄

内閣総理大臣

池田勇人殿

日度政務に補用され、この度は重要政務に就任された貴下に謹んで敬意を表明し、心からお喜び申し上げます。

尊尖ではありますが、重下の格別の御厚情に期待し、書面をもつて請願申上げることをおあらかじめ御詫びいたします。

私カ亡、かつての韓前出身戦犯者は、いずれも昭和十七年六月、日本軍に収用されて南方各地に送軍し、その結果、戦争犯罪の非に問われ、二十三名が死罪に、一二五名が無期有期刑の重刑に処されました。

外地と米帰刑務所における永年の拘禁生活後、幸いにして生を得て釈放された者も、家族や知己もなく、またしたがって生活基礎の全くない異国の日本社会において、どんなに苦しみに落ちた生活をつづけてこなければならなかつたか、幾人かの病死者や自殺者の出たことをもつて充分御諒察いたせれると思います。



ところで私たちは、今日なお精神病院に隔離収容されている二名の友人、木村・邊本両君（別紙参照）の存在について御報告しななければなりません。

両君の発病の原因は、いりまでもなく長い獄中生活の苦しみに起因しています。両君の魂を無残に引き裂き、哀れな隣人にしたのは他の何者でもなく、まさしくいわゆる才三国人ではあるが、日本軍隊の一員として訴追された戦争犯罪者としての拘禁生活そのものであります。

両君は薬師から「仮出所」ということで、そのまま精神病院に移送されました。両君は、かくて終ることのない終身徒刑囚の生活を今日もなお引続いて余儀なくされています。

しかし、日本政府は、まだ両君に一度の見舞いすら致しておりません。その事実を、私たちにとつて、まことに深刻に苦しむところであります。

両君の病状は、いまのところ治療の見込みがたちません。担当医

陸と松たちの間において種々検討した結果、両君が全快するかもしれない唯一にして最大の可能性は、両君が祖國に帰り、父母兄弟の下で養育する以外にないという結論に達しました。

たとえ医学的に所定できなくとも、二十年間が見えることなかつた父母兄弟の暖い眼差に見守られ、二人が生れ、育つてきたなかしい大連の香りに包まれて生きることが、両君の現状にとつて有利でないといえまじようか。人道的にも、それは当然取られねばならない昔ほど思います。

以上の準備を踏まへての上、日本政府が左記事項について各別の場合を以じられるよう、ここに請願いたします。

#### 記

- 一 両君に在籍措置を極むること
- 二 帰國後の養育費を支給すること
- 三 祖國目的地まで付添人をつけること

一 韓国に必要な経費及び呼喚宜を計ること

昭和三十七年七月三十日

韓国出身威犯者

会長 李



學生大原

西村 英一 殿

戦犯関係鮮台人入所患者名簿 昭二七・一〇・一現在

| 氏名            | 国籍 | 病名             | 留院名          | 守宅名   | 入院月                         | 裁判<br>刑期 | 摘<br>要                                      |
|---------------|----|----------------|--------------|-------|-----------------------------|----------|---|
| 木村泰誠<br>(朴泰誠) | 韓国 | 精神病<br>(精神分癡症) | 全羅北道全州府八境町六八 | 父 朴徳復 | 昭和26.11.9<br>(仮出所と<br>同時入院) | 英国<br>十年 | 生活保護法に拠つて<br>入院<br>(現在退院の見込なし、<br>30.7.13調) |
| 變本永吉<br>(李永吉) | 朝鮮 | 精神病<br>(神経症)   | 平安北道淳辺郡山面龍洞  | 兄 李永錫 | 昭和26.11.9<br>(仮出所と<br>同時入院) | 蘭印<br>十年 | 生活保護法に拠つて<br>入院<br>(現在退院の見込なし、<br>30.7.13調) |

## 巢鴨刑務所出所第三国人の慰給について

37.10.11

内閣審議室

### 1. 問題の経緯

(1) 太平洋戦争中、台湾人及朝鮮人は、昭和17年以降軍の募集により、軍属、傭人の身分をもつて2年契約で主として俘虜収容所関係に動務した。終戦後、これらの者のうち321名が戦犯（対英、蘭印事関係）に問われ、49名が死刑、272名が無期又は有期の刑を受けた。

(2) 在日第三人戦犯者は、巢鴨出所後団体をつくり、台湾人出所者関係は友和会（会長 木村篤太郎氏）、朝鮮人出所者関係は清交会（会長 田中武雄氏）に属し、従来から数次にわたつて援護又は補償に関する政府の配慮を要望してきている。ことに、昭和31年2月ごろには、

(イ) 刑死者の遺族に対し500万円を支給すること。

(ロ) 服役戦犯者に対し逮捕日から出所日まで1日あたり500円を支給すること。

を要求した経緯がある。

### 2. 政府の措置

(1) 巢鴨入所中（昭和28年8月～32年4月）、厚生省はその家族（被虜者の場合は積立て）に対し、金、暮に各6000円の見舞金を支給した。

(2) 昭和30年7月28日付閣議報告「巣鴨刑務所出所第三  
国人の援護対策」に基づいて、一時居住施設及び生業資金  
につき援護を行なった。

このうち、一時居住施設については、法務省保護局から昭  
和30年度及び昭和31年度に経費合計1,000万円を友  
和会及び済交会に交付して、台湾人出所者関係3箇所、朝  
鮮人出所者関係3箇所の施設を設けた。これらの施設は現  
在もなお利用されている模様である。

また、生業資金については、厚生省援護局から、昭和30  
年～32年度にわたり、合計645万円を、財団法人更生  
助成会に委託し、1人5万円を限度として、期間5年以内  
利率年6分の条件で貸付を行なった。なお、この貸付金の  
その後の償還状況は良好ではない模様である。

(3) 昭和32年度予算において、法務省に「巣鴨刑務所特定  
出所者等援護費補助金」として660万円(132人分)  
を計上し、友和会及び済交会を通して、126人に対し、  
1人につき5万円を生活資金として支給した。(6人分は  
帰国その他の事情のため支給できなかつた。)

(4) 昭和33年12月26日付閣議了解「巣鴨刑務所出所第  
三国人の慰籍について」に基づき、特別な慰籍の措置とし  
て1,260万円(1人につき10万円ずつ126人分)を  
内閣官房長官から交付し、なお、生業の確保、公営住宅等  
先の人居などについて極力好意的な取扱いをすることとな

つた。

このうち、生業の確保については、台湾人出所者関係のペンギン自動車株式会社（代表者 簡水波。保有台数23台）及び朝鮮人出所者関係の同進交通株式会社（代表者 李大興。保有台数22台）に対し、それぞれ、昭和33年7月13日に、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の免許が与えられており、この両社とも現在営業を続けている。また、公営住宅等への入居については、「暴動刑務所出所第三国人の公営住宅への優先入居について」（昭和34年2月26日住発第49号）により、建設省住宅局長から東京都を含む17都道府県知事に対して通牒が発せられ、第2種公営住宅の入居者の選考に当たっては、これらの者を、住宅の困難度が著しく高いものとして優先的に取扱いより配慮している。

### 3 補償要求に関連する法律問題

上記(1)(2)の補償要求の背景となる主張について、政府がとつた法的見解は次のとおりである。

- (1) (従軍強制の問題) 兵役義務のない者を従軍に強制した事実はなく、志願兵制度、軍属募集等の正規の手続によつた。
- (2) (2年の従軍契約期間の不履行の問題) 能う限り2年をもつて復員させており、その他は、戦地における爆弾不可能の状態のまま、やむを得ず延長した。
- (3) (従軍中の俸給の一部不払及び天引貯金の問題) これは当時の現地各部隊における慣行等により行なわれたものと思われるが、いずれにせよ、台湾人については中国との平和条約第3条及び朝鮮人についてはサンフランシスコ平和条約第4条の(2)に規定する台湾又は朝鮮の当局との特別取極の締結をまつて解決すべき問題である。
- (4) (退職金及び在監中の俸給等の不払の問題) 連合軍の指令により戦犯者はもとより、大部分の軍人及び判任待遇以上の軍属に対しては、退職金は支給できなかった。もつとも、在日第三国人戦犯者に対しては、昭和32年度に法務省から生活資金を支給した際(2)(3)、一時恩給相当額が計算上その資金の金額の中に包含されている。また、当時の規定によれば、逮捕の日に退職したものとみなされることとなつており、日本人であると否とを問わず、在監中



の俸給等を支給すべき根拠がない。

(5) (日本国政府による東島拘禁の責任の問題) 講和条約発効後の拘禁は、平和条約第11条及び旧「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)」に基づいて行なわれたもので、最高裁判決(昭和30年7月30日)により違法な処置であることが明らかであり、これに伴う補償責任はない。

(6) なお、各戦犯者において、金銭債権等につき具体的な反証があれば、訴を裁判所に提起して解決を求めればよいことは勿論である。

以上のとおり、政府としては、一般に補償要求に応ずべき義務はないとしつつ、在日第三人戦犯者のおかれてきた特殊な事情にかんがみ、これらの者を慰撫するため、各種の援護の措置を講じて今日にいたっている。

## 國家補償要請について

私達が日本政府に國家補償を要請するに至つた経緯は周知の通りである。今更言及するまでもないことだが、本件解決のため鳩山内閣以來來歴代内閣に交渉してきたが今日尙未解決のままになつてゐる。

この間、日本政府はおそまきながら過般敷度に戻り、私達に保護措置が講ぜられた。これらは日本政府がしばしば首明したように「取敢えず」の措置としてなされたことは言うまでもないことである。

ところが、昭和三十七年十一月二十一日私達の代表と総理府古谷總務副長官近藤參事官との交渉の席上で、兼鴨洲務所出所者才三國人の慰撫について（昭和三十七年十月十一日、内閣審議室）の経緯及所見拜聴した。

その内容の12は殆んど相違がないようである。但し、生業確保についてには閣議決定（昭和三三年一月二六日付）以前から免許基準に合致した諸準備を整え、夫々三〇台の免許申請をし、運輸省をはじめ主務当局に毎日の如く陳情を重ねたが、当局は閣議決定など全く無視

した自動であつた。総局は田中武雄（清交会々長）先生が前岸総運大  
臣に直訴しやつと一〇台の免許を受けたのである。その後、増車にあ  
たつては、特別に配属するより細谷副官房長官名の覚書が運輸省に発  
せられているが、なんらの特別の配属がなかつたのである。現在、同  
進交通株式会社二二台、ペンギン自動車株式会社二三台の保有台数は  
過去二年間において、一設既存会社と同率で増車を受けたものである。  
また、日本政府は資金面においても具体的に相談に応じるといふ発言  
があつたので、私達は期待していたが、これとて実現出来ず、社債や  
小規模営業からくる経営難に悩んで参り、勿論、一文の株主配当な  
ど望める状態にないのである。それから、一時住宅施設のことである  
が、若干の環護資金でご承知のような六ヶ所の施設が出来る筈がない  
ことは自明である。施設やその補修等で、環護団体に相当額の負債に  
なつてゐることを附記したのである。

るの補償要求に関連する法律的見解なるものは全くもつて心外に堪  
えない次才である。従軍中の俸給の一部不払い及び天引貯金等は事実

であり、退職金及び在監中の俸給等は連合軍の指令に依り、……、云々とあるが、日本政府は一独立国家として現段階でどう処理すべきかであつて、連合軍に責任転嫁をすべき性質のものではないと思われる。もし、日本政府の見解通りだとすれば、日本人戦犯の場合、恩給年限の満たない分については戦犯として在監中の期間を恩給年限に加算している事実をどう解釈すべきか、に疑義をもたざるを得ない次才である。また、日本政府は平和条約発効後、連合軍に代つて、私達を直接拘禁した責任を回避しようとし、最高裁判決の違法性を引用しているが、別冊裁判記録を一読すれば単なる法理解釈だけではなく、いかに複雑な事情のもとにそのような判決になつたかが伺われるであろう。仮に日本政府の見解通りだとしても、兵役の義務のなかつた私達を強制徴用し、契約不履行だけをもつてしても末節にある「日本政府としては補償要求に応ずべき義務はない、……、」ということが言えるだろうから、それは「否」と断言せざるを得ない。

私達は日本國家の契約不履行及び形式はどうありと強制徴用をし

たことについては、多首を要する必要はない。幸いにして、私達を直  
接戦地に送り出した当時の最高責任者である朝鮮總督府政務總監田中  
武雄（清交會々長）先生が健在でおられるからである。先生は日本政  
府の委命を受け私達の援護団体である清交會々長就任挨拶の中で「、  
、、、私は朝鮮の諸君に頭を下げたことがない。しかし、諸君達には  
誠にすまないことをしたと思つてゐる。、、、今後出来るだけ諸君の  
お世話をしたいと思つて会長就任を快諾した次才である。」と述べて  
おられる。このことは、やはり、私達の今日に至るまでの経緯や境遇  
をよく知つておられるからだ。私達の深く感銘するところである。  
また、私達の元上官らが、最高裁判所に提出した陳情書の一部を焼  
つか、左記に抜萃引用すれば充分であるからである。

野口 謙・元陸軍大佐、釜山教育隊々長、朝鮮俘虜收容所長

「、、、、右三千名の一部（二小隊七〇名）朝鮮俘虜收容所に配属  
服務せしめられ、約二年の後新要員と交迭、新要員は（前述と同様の  
者）終戦まで服務し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ。而して、収

審所勤務中における対俘虜打擄毆打はなまに非ると雖も、彼らは全然逮捕せらるゝことなく元より超訴もされず、その罪は凡て収審所長に問われたり。」

福田恒夫・元陸軍大尉、釜山教育隊小隊長、シンガポール俘虜収審

所員

「、、、志願する者は極めて僅少であつたようです。その結果各道に割当制を実施し、各府、邑、面長（市町村長）並に警察、駐在所よりの勧説の結果自己の意志からではなく、周囲の状況から止むなく応募したという実状を当時その人たちから聞かされて居りました。当時の府、邑、面長や警察の勧告が単なる勧告にすぎざるものでなかつたことは想像に難くありません。志願という形式は採つておきますもののその実は強制徴用であつたことは否みません。

それで、応募の条件としての最も重要な服務年限は二ヶ年となつていたのであり、軍もまた応募者もそれを前提として<sup>募集し</sup>応募したものであります。その他俸給の件も募集に際し公表されたものと、実際

支給額とは若干の差異があり、それは常に實際支給額が少なかつたのであります。、、、こゝで附記したいことは収容所には將校下士官が少なく、分遣所に依つては、一將校一下士官が一ヶ所を兼任するところがあつたのであります。それがためある部面には實質的に委任行為があつたのであり、その責任をこの人選に負わしめることは過酷と申さねばなりません。、、、もし二ヶ年経過したときに高難を排して帰國せしめれば今日のこの悲境に陥ることがなかつたであらうと思ふ時遺憾に堪えません。、、、」

河村芳夫・元陸軍大佐、爪哇バンドン抑留所才二分所長

「、、、値か二ヶ月の軍事教育実施の上俘辱監視員としてその大部分が兩方各地に赴き常に生死の巻を彷徨しつつも、命のままに粉骨碎身の苦勞を盡めながら最も積極的且つ忠実に日本に協力した者達であります。而して、二ヶ年の契約で除隊せしむるといふ國家保証も不履行のまま、陰謀なる日本敗戦の事実に依り、戦犯を以て過せられ、

、、、」

酒井 光・元陸軍大尉、爪哇俘虜収容所兼抑留所附

「、、、、、、、當時連合軍に対する日本軍の感情はご承知の通り、敵愾心に燃えしかも人的物的不足の折柄、その俘虜、抑留者に対する管理方針、すべての命令指示は極めて厳格にして無為徒食を厳しく戒めたものであります。従つてその監視員に服務した韓国人に対する命令、指示も極めて厳格、命令に絶対服従を要求され、その命令は至上のものとして忠実に履行したにすぎずして、彼らには何らの権限も与えられていたなかつたのであります。、、、、、、」

神谷春雄・元陸軍法務少佐、シンガポール才七方面軍司令部勤務

「俘虜の接する機会の数も多かつた韓国人軍属、占領地行政の末梢において華僑その他現地人に接する機会の数も多かつた台湾人通訳は対日感情の極めて険悪であつた終戦直後の報復的戦犯裁判における数大の犠牲者となつたのです。」

以上引用したものは、主として韓国出身戦犯者に対するものであるが、台湾出身戦犯者も同様な事情のもとにあつたことは言うまでもな



いのである。

さらに、私遣の代表が昭和三十一年八月十六日首相官邸で、田中副官房長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官、外務局長、事務官数名の会合の席上口述した備別「才三國人戦犯者（韓国）の國家補償要請について」國家補償を要請する大要が述べられている。

上記田中武雄先生の挨拶や陳述書の中で述べられている様に強制徵用、契約不履行の歴然たる事實はなに人と書えどもこれを歪げるわけにはいかないだろう。

日本政府は、能う限り二千年をもつて復員させたというが、韓国出身戦犯者は朝鮮に残つた七〇名を除き、外地に従軍した者は誰一人として復員しておらず、また、台湾出身戦犯者は契約満了後、あえて全員を帰國させなかつた事實は明らかである。要は復員している者の問題ではなく、契約不履行のため帰國出来なかつた者の問題で、つまり日本政府の契約不履行に依り、私遣が受けたい切の損失について補償するのが私遣に果すべき日本政府の債務であり、当然の義務であること

とは言ひまでもないことである。しかも、戦犯になつた直後の事情が福田恒夫、瀧井光兩氏が述べている通りであるのだから、尙更、日本政府はその責任を痛感せねばならない筈である。

にもかゝらず、殊更今日に至つて、法律の見解云々は極めて遺憾千万である。

以上が日本政府の法律の見解に対する私達の考えである。私達は私達が受けた一切の損失ではなく、極く一部の補償を要請しているのである。

服役戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算日当五百円也の支給。刑死者の遺族に対して五百万円也の支給を要請しているだけである。

私達の本懸案は、もとより、因果性に依るものであり、法律であるのみならず、日本國家の信義と道義的な重要な問題だと考える次第である。

この問題は、日本國對韓國、中國との國交に關係なく、日本政府對

私達の問題である。故に、今日まで、私達がかかれている境遇を理解しておられる多くの方々のご支援の下に独自の立場で日本政府と交渉を続けてきたのである。日本政府対中国との国交は昭和 年にしており、韓日両國の国交正常化も妥結しようとしている。この際日本政府は國家的責任において、最も身近な私達の本懸案を解決すべきである。

私達は本懸案の解決を強く要請するものである。  
尚、後日、名簿、服役年月日表等の資料を提出するつもりである。

昭和三十一年十二月十二日

韓國出身戦犯者同進会

台湾出身戦犯者同志会

写

昭和四十年四月十六日提出  
質問 才一一一 号

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する  
質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年四月十六日

提出者 島上善五郎

衆議院議長 船田中蔵

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問主意書

韓国及び台湾出身戦犯刑死者は、韓国が二十三名、台湾が二十六名で合計四十九名であるが、これらの人々は兵役の義務はなかつたが日本国の国策遂行のためにと昭和十七年六月、二箇年の契約で日本軍に徴用され、南方各地において従軍し、それぞれ現地で終戦になつたものである。ところが、終戦後、従軍中の勤務が問責され、連合軍國の軍事裁判により処刑された者である。

しかるに、日本政府は、日本のため犠牲となつたこれら刑死者に対して今日に至るもなんらの措置を講じていないのははなはだしく無責任不行届と言ひのほかなく、まことに遺憾である。

よつて左記事項について質問する。

一 刑死者に対して今後いかなる措置をとるのか政府の方針をお伺いしたい。

二 刑死者の遺族に対して政府は処刑に至る事情をつぶさに報告し、

かつ、礼をつくして遺骨をお渡しし、帰意を表明すべきだと考えるが、それを行なう意思があるかお伺いしたい。

三 韓国出身戦犯者同進会、台湾出身戦犯者同志会から政府に対して刑死者の遺族補償が要請されているのに、首を左右にし、なんら具體的誠意を示さず、今日なお未解決とまきいているが、今後これに対してどう措置するかその方針をお伺いしたい。

右質問する。

写

内閣衆議院第八才一一号

昭和四十年四月二十三日

内閣總理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員島上善五郎君提出

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員島上善五郎君提出韓国及び台湾出身戦犯刑死者  
の措置に関する質問に対する答弁書

韓国及び台湾出身戦争裁判関係刑死没者については、一般戦没者とともに当該国政府に対し、死亡の時期、場所等を記載した名簿を送付している。また、日本政府が収集した遺骨は、台湾出身者については中国政府に送付済みであり、韓国出身者については、数年前から韓国政府に引取り方を交渉中である。

なお、韓国出身者の遺族補償については、日韓会談の請求権問題の一環として韓国側は、徴用された韓国人軍人軍属及び労働者のうけられた被害に対する補償を要求しているが、本件交渉は、いまだ最終的妥結に進ずるにいたっていない。次に、台湾出身者の遺族補償については現在のところ、台湾人の日本政府に対する請求権処理の問題に関連して、「日本国と中華民国との間の平和条約」(一九五二年四月二八日締結、同年八月五日発効)の才三条の特別取極の一環として中国側と



話し合ひより他はないものと考えゑる。しかしながら、わが方としては本件交渉開始方につき、昭和二十八年在華大使に中國側の意向を打診させて以來、機会ある毎に正式文書あるいは口頭をもつて、しばしば催促しているにもかかわらず、中國側がこれに応じないため、いまだ實質的な交渉の開始に至つていない。

ながら、本年度内に大蔵省において補てんの措置をとり、また、更生保護会、社会福祉事業振興会への返済金については、明年度の予算措置において善処すること。

## 二、生業資金の貸付について

(1) 適当な事業計画を有する者については、おまね、国民金融公庫の更生資金貸付の例に準じて、貸付ができるよう、法人格を有する適当な団体に、これに必要な資金を交付し、貸付業務を委嘱させること。

(2) 右の資金は本年度約三百万円とし、厚生省引揚者等、後援費の中においてまかなうこと。

以上

集山刑務所下所方三國人の保護対策について

昭和三十三年七月二十八日

大分県庁 長官  
外務省 次官  
法務省 次官  
厚生省 次官  
農林省 次官  
教育省 次官  
逓信省 次官  
労働省 次官  
建設省 次官  
自治省 次官  
文部省 次官  
厚生省 次官  
農林省 次官  
教育省 次官  
逓信省 次官  
労働省 次官  
建設省 次官  
自治省 次官  
文部省 次官

一、一時居住施設について

(イ) 一時居住施設を韓国人及び台湾人の別に従い、その別個の適当な更生保護会を以て、設け置かざしめらるること。

(ロ) これに要する経費として、更生保護会に対し、総額約三百万円を補助金を交付し、かつ、社会福祉事業振興会を以て、総額約三百万円を貸付せしめらるること。

(ハ) 古補助会の予算等は、とりあえず、法務省の予算をもつてまか

たうが、本年度内に大蔵省において補てんの措置をとり、また、更生保護会の社会福祉事業振興会への返済金については、明年度の予算措置に於いて善処すること。

二、生業資金の貸付について

(イ) 適当な事業計画を有する者については、おとね、国民金融公庫の更生資金貸付の例に準じて、貸付が出来るよう、法人格を有する適当な団体に、これに必要な資金を交付し、貸付業務を実施させること。

(ロ) 右の資金は本年度、約三百万円とし、厚生省引揚者等援護費の中においてまかなふこと。

以上

# 字

巢鴨刑務所出所才三國人の慰籍について

(昭和三三、一、二、三、六)  
閣議了解)

巢鴨刑務所出所の才三國人で現に日本国内に居住する者についてはそのおかれてきた特殊な事情にかんがみ、特別な慰籍の措置を講ずることとする。

なお、これらの者に対しては、生業の確保、公営住宅等への入居などについて極力好意的取扱いをする。

韓国出身敢犯者同進会

37. 11.

国家補償及恩給額

| 種別  | 人数  | 在監年月日数    | 補償額                      | 恩給額       | 機務費       | 合計                       |
|-----|-----|-----------|--------------------------|-----------|-----------|--------------------------|
| 刑死者 | 23  |           | 115,000,000 <sup>円</sup> |           |           | 115,000,000 <sup>円</sup> |
| 帰国者 | 68  | 563. 0 21 | 66,258,000               |           |           | 66,258,000               |
| 在日者 | 57  | 390. 9 9  | 71,316,000               | 9,000,000 | 4,200,000 | 84,516,000               |
| 計   | 148 | 753. 10 0 | 252,574,000              | 9,000,000 | 4,200,000 | 265,774,000              |

在日者總額及經費內訳

| 区 | 分       | 人数 | 額                     | 経費        | 台 | 計                     | 考 |
|---|---------|----|-----------------------|-----------|---|-----------------------|---|
| 1 | 自殺者     | 2  | 2000.000 <sup>円</sup> |           | 円 | 2000.000 <sup>円</sup> |   |
| 2 | 病死者     | 2  | 2000.000              |           |   | 2000.000              |   |
| 3 | 精神異常入院中 | 2  | 2,000.000             | 4,200.000 |   | 6,200.000             |   |
| 4 | 肺結核入院中  | 1  | 500.000               |           |   | 500.000               |   |
| 5 | 肺結核者    | 4  | 2,000.000             |           |   | 2,000.000             |   |
| 6 | 戦傷病者    | 1  | 500.000               |           |   | 500.000               |   |
| 7 | 健在者     | 45 |                       |           |   |                       |   |
|   | 計       | 57 | 9,000.000             | 4,200.000 |   | 13,200.000            |   |

算 定 基 礎

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 刑 死 者     | $5,000,000 \text{円} \times 23 \text{名} = 115,000,000 \text{円}$  |
| 2. 帰国者在監日數   | $363 \text{年} - 21 \text{日} = 132,516 \text{日}$<br>$500 \text{円} \times 132,516 \text{日} = 66,258,000 \text{円}$         |
| 3. 在日者在監日數   | $390 \text{年} 9 \text{月} 9 \text{日} = 142,632 \text{日}$<br>$500 \text{円} \times 142,632 \text{日} = 71,316,000 \text{円}$ |
| 4. 送在監日數     | $753 \text{年} 10 \text{月} - 275,148 \text{日}$<br>$500 \text{円} \times 275,148 \text{日} = 137,574,000 \text{円}$          |
| 5. 日 収 者     | $1,000,000 \text{円} \times 2 \text{名} = 2,000,000 \text{円}$   |
| 6. 病 死 者     | $1,000,000 \text{円} \times 2 \text{名} = 2,000,000 \text{円}$   |
| 7. 精 神 異 常 者 | $1,000,000 \text{円} \times 2 \text{名} = 2,000,000 \text{円}$   |
| 8. 結核及戰傷病者   | $500,000 \text{円} \times 6 \text{名} = 3,000,000 \text{円}$   |

( )

( )

刑 死 首

| 比  | 名   | 裁判国 | 刑 别 | 執行年月日     | 備 | 考 |
|----|-----|-----|-----|-----------|---|---|
| 1  | 宋 柱 | 英   | 絞首刑 | 21 7. 30  |   |   |
| 2  | 黃 好 | 英   | '   | 21. 1. 22 |   |   |
| 3  | 葉 勳 | 英   | '   | 21. 1. 22 |   |   |
| 4  | 水 榮 | 英   | '   | 21. 1. 22 |   |   |
| 5  | 光 錫 | 英   | '   | 22. 1. 20 |   |   |
| 6  | 成 根 | 和   | 絞刑  | 22. 2. 5  |   |   |
| 7  | 文 相 | 英   | 絞首刑 | 22. 2. 25 |   |   |
| 8  | 成 球 | 英   | '   | 22. 2. 25 |   |   |
| 9  | 宋 相 | 英   | '   | 22. 2. 25 |   |   |
| 10 | 宋 振 | 英   | '   | 22. 2. 25 |   |   |
| 11 | 宋 俊 | 英   | '   | 22. 6. 18 |   |   |



|    |   |   |   |   |     |    |   |    |
|----|---|---|---|---|-----|----|---|----|
| 12 | 崔 | 昌 | 普 | 和 | 就板刑 | 22 | 9 | 5  |
| 13 | 朴 | 俊 | 惟 | 和 | "   | 22 | 9 | 5  |
| 14 | 下 | 淵 | 三 | 和 | "   | 22 | 9 | 5  |
| 15 | 洪 | 思 | 幼 | 木 | "   | 22 | 9 | 20 |
| 16 | 車 | 鈞 | 福 | 中 | "   | 22 | 5 | 3  |
| 17 | 白 | 天 | 端 | 中 | "   | 21 | 9 | 12 |
| 18 | 金 | 奎 | 彦 | 中 | "   | 22 | 1 | 9  |
| 19 | 朴 | 享 | 俊 | 中 | "   | 22 | 6 | 12 |
| 20 | 趙 | 允 | 台 | 中 | "   | 22 | 3 | 23 |
| 21 | 元 | 三 | 十 | 中 | "   | 22 | 2 | 4  |
| 22 | 金 | 子 | 一 | 中 | "   | 22 | 1 | 上H |
| 23 | 柳 | 川 | 一 | 中 | "   | 22 | 5 | 25 |

在 日 者

| 氏 名      | 裁判国 | 刑期 | 送捕年月日    | 出所年月日   | 在監年月日   | 備 考 |
|----------|-----|----|----------|---------|---------|-----|
| 1 李 大 興  | 和   | 10 | 21 2 18  | 26 5 5  | 5 2 16  |     |
| 2 李 米    | 和   | 20 | 20 9 29  | 31 10 6 | 11 0 8  |     |
| 3 李 樞    | 和   | 15 | 21 6 3   | 26 7 30 | 7 1 28  |     |
| 4 丁 奎 文  | 英   | 5  | 21 6 6   | 25 3 12 | 3 9 7   | 脚結後 |
| 5 高 在 内  | 和   | 18 | 21 4 13  | 29 5 28 | 8 1 16  |     |
| 6 尹 東 敏  | 和   | 20 | 21 4 13  | 31 1 6  | 9 8 24  |     |
| 7 金 景 淳  | 和   | 5  | 21 4 15  | 25 3 18 | 3 11 4  |     |
| 8 朴 允 商  | 和   | 15 | 21 4 13  | 29 3 18 | 7 11 6  | 脚結後 |
| 9 鄭 殷 錫  | 英   | 15 | 21 2 4   | 31 2 6  | 10 0 3  |     |
| 10 金 完 根 | 英   | 10 | 20 11 11 | 27 3 6  | 6 3 26  |     |
| 11 趙 濟   | 和   | 15 | 21 6 3   | 27 4 18 | 5 10 16 |     |

|    |   |   |   |   |    |    |   |    |    |    |    |    |        |
|----|---|---|---|---|----|----|---|----|----|----|----|----|--------|
| 12 | 金 | 祥 | 龍 | 英 | 終身 | 21 | 2 | 4  | 31 | 2  | 3  | 10 | 0      |
| 13 | 李 | 儀 | 方 | 和 | 8  | 21 | 6 | 3  | 25 | 9  | 12 | 4  | 5. 10  |
| 14 | 金 | 顯 | 源 | 和 | 12 | 20 | 9 | 10 | 27 | 3  | 6  | 6  | 5. 21  |
| 15 | 李 | 普 | 振 | 和 | 12 | 21 | 5 | 15 | 27 | 1  | 22 | 5  | 8. 8   |
| 16 | 朴 | 昌 | 浩 | 和 | 15 | 21 | 4 | 9  | 30 | 1  | 8  | 8  | 9. 0   |
| 17 | 鄭 | 春 | 吉 | 英 | 12 | 20 | 9 | 24 | 27 | 4  | 11 | 6  | 6. 17  |
| 18 | 洪 | 錫 | 然 | 英 | 終身 | 20 | 9 | 29 | 30 | 9  | 27 | 9  | 11. 9  |
| 19 | 文 | 家 | 福 | 英 | 10 | 20 | 9 | 29 | 27 | 4  | 8  | 6  | 6. 10  |
| 20 | 崔 | 宋 | 順 | 和 | 12 | 21 | 6 | 3  | 27 | 2  | 19 | 5  | 8. 17  |
| 21 | 金 | 昌 | 順 | 和 | 終身 | 20 | 9 | 29 | 32 | 4  | 5  | 11 | 6. 7   |
| 22 | 安 | 正 | 錫 | 和 | 18 | 21 | 2 | 18 | 31 | 1  | 6  | 9  | 10. 16 |
| 23 | 趙 | 興 | 國 | 英 | 15 | 20 | 9 | 28 | 31 | 3  | 17 | 10 | 5. 20  |
| 24 | 車 | 淑 | 錫 | 英 | 終身 | 20 | 9 | 29 | 30 | 9  | 27 | 9  | 11. 29 |
| 25 | 鄭 | 福 | 相 | 和 | 10 | 21 | 4 | 15 | 26 | 10 | 25 | 5  | 6. 11  |

|    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 26 | 崔 | 銘 | 誠 | 英 | 於身 | 20 | 9  | 29 | 30 | 9  | 29 | 10 | 0  | 1  |
| 27 | 崔 | 元 | 溶 | 木 |    | 10 | 20 | 9  | 18 | 26 | 12 | 4  | 6  | 2  |
| 28 | 韓 | 允 | 哲 | 英 |    | 15 | 20 | 10 | 10 | 31 | 8  | 15 | 10 | 9  |
| 29 | 裴 | 顯 | 万 | 英 |    | 6  | 21 | 12 | 13 | 25 | 10 | 12 | 5  | 10 |
| 30 | 丁 | 永 | 玉 | 和 |    | 8  | 21 | 4  | 15 | 26 | 4  | 26 | 4  | 0  |
| 31 | 又 | 濟 | 行 | 和 |    | 8  | 21 | 2  | 18 | 26 | 8  | 8  | 5  | 5  |
| 32 | 閔 | 爾 | 基 | 和 |    | 8  | 21 | 2  | 18 | 26 | 2  | 17 | 5  | 0  |
| 33 | 李 | 純 | 吉 | 英 | 於身 | 20 | 11 | 7  | 30 | 11 | 6  | 10 | 0  | 0  |
| 34 | 崔 | 善 | 大 | 和 |    | 15 | 21 | 2  | 18 | 27 | 4  | 15 | 6  | 1  |
| 35 | 姜 | 大 | 述 | 和 |    | 7  | 21 | 4  | 15 | 25 | 10 | 30 | 4  | 6  |
| 36 | 朱 | 承 | 烈 | 和 |    | 15 | 21 | 6  | 3  | 28 | 7  | 30 | 7  | 1  |
| 37 | 金 | 雲 | 永 | 和 |    | 15 | 20 | 11 | 9  | 27 | 4  | 28 | 6  | 5  |
| 38 | 金 | 詰 | 洙 | 和 |    | 15 | 21 | 3  | 29 | 28 | 7  | 30 | 7  | 4  |
| 39 | 李 | 相 | 相 | 和 |    | 9  | 21 | 4  | 15 | 26 | 7  | 20 | 5  | 3  |

附錄後人元中

|    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |         |
|----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|
| 40 | 金 | 基 | 永 | 英 | 10 | 21 | 2  | 4  | 27 | 4  | 15 | 6  | 10 | 3  |         |
| 41 | 朴 | 沮 | 致 | 敬 | 15 | 20 | 10 | 3  | 31 | 8  | 15 | 10 | 8  | 3  |         |
| 42 | 俞 | 東 | 昨 | 央 | 10 | 21 | 2  | 6  | 27 | 1  | 7  | 5  | 11 | 2  | 脚結核     |
| 43 | 鮮 | 昌 | 靴 | 和 | 10 | 21 | 6  | 3  | 27 | 1  | 10 | 5  | 7  | 8  |         |
| 44 | 金 | 奉 | 劍 | 英 | 5  | 20 | 9  | 10 | 25 | 5  | 6  | 4  | 7  | 27 |         |
| 45 | 吳 | 炳 | 昨 | 和 | 7  | 21 | 4  | 15 | 25 | 8  | 31 | 4  | 4  | 17 |         |
| 46 | 田 | 泰 | 靴 | 和 | 15 | 21 | 4  | 9  | 29 | 5  | 28 | 6  | 1  | 20 |         |
| 47 | 朴 | 敬 | 錫 | 和 | 6  | 20 | 8  | 20 | 25 | 6  | 9  | 4  | 9  | 20 |         |
| 48 | 金 | 東 | 海 | 和 | 10 | 21 | 2  | 16 | 26 | 8  | 8  | 5  | 5  | 23 |         |
| 49 | 丁 | 璜 | 劍 | 和 | 10 | 21 | 4  | 15 | 27 | 2  | 14 | 5  | 10 | 0  |         |
| 50 | 吳 | 在 | 浩 | 英 | 6  | 20 | 9  | 10 | 25 | 3  | 7  | 4  | 5  | 28 | 脚結核     |
| 51 | 金 | 在 | 俊 | 和 | 5  | 21 | 4  | 9  | 25 | 3  | 31 | 3  | 11 | 23 | 脚結核     |
| 52 | 朴 | 泰 | 誠 | 英 | 10 | 21 | 2  | 6  | 26 | 11 | 9  | 5  | 9  | 4  | 精神異常入院中 |
| 53 | 李 | 昌 | 白 | 和 | 10 | 21 | 4  | 15 | 26 | 11 | 2  | 5  | 6  | 18 |         |

|    |   |   |   |   |    |    |   |    |    |    |    |     |    |    |             |
|----|---|---|---|---|----|----|---|----|----|----|----|-----|----|----|-------------|
| 54 | 羅 | 剛 | 国 | 礼 | 5  | 21 | 4 | 9  | 25 | 3  | 22 | 5   | 11 | 14 | 29.11.15 鋼死 |
| 55 | 朴 | 貞 | 根 | 蒙 | 20 | 21 | 2 | 16 | 31 | 10 | 6  | 10  | 7  | 21 | 36. 8.16 鋼死 |
| 56 | 梁 | 月 | 生 | 和 | 14 | 21 | 4 | 1  | 26 | 10 | 2  | 5   | 6  | 2  | 30.10.20 日殺 |
| 57 | 許 |   | 宋 | 英 | 10 | 21 | 2 | 6  | 26 | 12 | 15 | 5   | 10 | 10 | 30. 7.19 日殺 |
|    |   | 訂 |   |   |    |    |   |    |    |    |    | 390 | 8  | 9  |             |

刑 國 省

| 比  | 名   | 裁判國 | 刑期  | 收捕年月日      | 出所年月日      | 在監年月日    | 備 | 考 |
|----|-----|-----|-----|------------|------------|----------|---|---|
| 1  | 吳善沢 | 英   | 10  | 21. 2. 4   | 28. 5. 7   | 7. 3. 4  |   |   |
| 2  | 米海根 | 英   | 1.6 | 20. 10. 10 | 22. 12. 22 | 2. 2. 13 |   |   |
| 3  | 申洙珍 | 英   | 2   | 20. 9. 24  | 23. 6. 12  | 2. 8. 19 |   |   |
| 4  | 朴東振 | 英   | 2   | 20. 9. 28  | 23. 6. 24  | 2. 8. 27 |   |   |
| 5  | 黃錫瑞 | 英   | 3   | 21. 2. 6   | 23. 6. 24  | 2. 4. 19 |   |   |
| 6  | 鄭宰洙 | 和   | 2.6 | 21. 2. 18  | 24. 3. 10  | 3. 0. 23 |   |   |
| 7  | 沈永沢 | 英   | 3   | 21. 6. 10  | 24. 3. 12  | 2. 9. 3  |   |   |
| 8  | 洪根孝 | 英   | 3   | 20. 9. 24  | 24. 3. 12  | 3. 5. 19 |   |   |
| 9  | 宋相玉 | 英   | 3   | 21. 2. 6   | 24. 3. 12  | 3. 1. 7  |   |   |
| 10 | 趙行錫 | 英   | 10  | 20. 9. 10  | 23. 7. 10  | 2. 10. 1 |   |   |
| 11 | 李孟錫 | 英   | 3   | 20. 9. 24  | 24. 3. 12  | 3. 5. 19 |   |   |

U

O

|    |   |   |   |   |    |     |    |    |     |    |    |    |     |    |
|----|---|---|---|---|----|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 12 | 關 | 錫 | 基 | 英 | 5  | 20. | 9. | 26 | 24. | 4. | 14 | 3. | 6.  | 17 |
| 13 | 金 | 洪 | 權 | 英 | 終身 | 21. | 2. | 6  | 25  | 4. | 30 | 4. | 2.  | 25 |
| 14 | 李 | 經 | 丸 | 和 | 3  | 21. | 4. | 13 | 24. | 5. | 10 | 3. | 0.  | 28 |
| 15 | 王 | 大 | 都 | 和 | 3  | 21  | 6. | 3  | 24  | 5  | 10 | 2. | 11. | 8  |
| 16 | 崔 | 成 | 教 | 英 | 6  | 20. | 9. | 28 | 25. | 9. | 25 | 4. | 11. | 8  |
| 17 | 竹 | 丙 | 設 | 和 | 2  | 21. | 6. | 3  | 25. | 2. | 17 | 3. | 8.  | 15 |
| 18 | 李 | 惟 | 宰 | 和 | 3  | 21. | 6. | 3  | 25. | 2. | 17 | 3. | 8.  | 15 |
| 19 | 李 | 水 | 獎 | 和 | 3  | 21  | 4. | 9  | 25. | 2. | 17 | 3. | 10. | 9  |
| 20 | 金 | 玉 | 明 | 和 | 3  | 21  | 4. | 13 | 25. | 2. | 17 | 3. | 10. | 5  |
| 21 | 鄭 | 換 | 圭 | 和 | 5  | 21. | 2. | 18 | 25. | 2. | 17 | 4. | 0.  | 0  |
| 22 | 金 | 斗 | 三 | 和 | 4  | 21. | 6. | 3  | 25. | 2. | 17 | 3. | 8.  | 15 |
| 23 | 申 | 明 | 休 | 和 | 5  | 21. | 2. | 18 | 25. | 3. | 3  | 4. | 0.  | 17 |
| 24 | 李 | 義 | 慶 | 和 | 5  | 21  | 4. | 15 | 25. | 3. | 18 | 3. | 11  | 4  |
| 25 | 柳 | 夏 | 湖 | 和 | 5  | 21. | 4. | 15 | 25. | 3. | 18 | 3. | 11  | 11 |



|    |   |   |   |   |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |
|----|---|---|---|---|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
| 26 | 趙 | 備 | 麟 | 和 | 6  | 20. | 8. | 20 | 25. | 6. | 9  | 4. | 2  | 20 |
| 27 | 李 | 長 | 男 | 和 | 6  | 21. | 4. | 15 | 25. | 6. | 26 | 4. | 2. | 12 |
| 28 | 金 | 孟 | 右 | 和 | 6  | 21. | 4. | 15 | 25. | 7. | 26 | 4. | 3. | 12 |
| 29 | 鄭 | 淵 | 欽 | 和 | 5  | 21. | 6. | 3  | 25. | 8. | 25 | 4. | 2. | 25 |
| 30 | 趙 | 泰 | 元 | 和 | 7  | 21. | 4. | 15 | 25. | 9. | 8  | 4. | 4. | 24 |
| 31 | 金 | 教 | 臣 | 和 | 7  | 21. | 4. | 15 | 25. | 9. | 8  | 4. | 4. | 24 |
| 32 | 李 | 殷 | 兩 | 央 | 7  | 21. | 1. | 10 | 25. | 5. | 25 | 4. | 4. | 16 |
| 33 | 吳 | 完 | 根 | 和 | 8  | 20. | 8. | 20 | 26. | 3. | 26 | 5. | 7. | 7  |
| 34 | 宋 | 布 | 然 | 英 | 7  | 21. | 2. | 6  | 26. | 7. | 16 | 5. | 5. | 11 |
| 35 | 金 | 寬 | 濟 | 英 | 7  | 21. | 2. | 6  | 26. | 7. | 16 | 5. | 5. | 11 |
| 36 | 金 | 快 | 樞 | 英 | 6  | 20. | 9. | 28 | 26. | 9. | 1  | 6. | 0. | 4  |
| 37 | 金 | 榮 | 同 | 和 | 10 | 21. | 3. | 18 | 26. | 9. | 21 | 5. | 6. | 3  |
| 38 | 朴 | 宋 | 采 | 和 | 10 | 21. | 6. | 3  | 26. | 9. | 21 | 5. | 3. | 19 |
| 39 | 金 | 在 | 水 | 和 | 10 | 21. | 2. | 18 | 26. | 11 | 2  | 5. | 9. | 5  |

|    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 40 | 白 | 榮 | 錫 | 英 | 10 | 20 | 9  | 24 | 27 | 1  | 7  | 6  | 3  | 14 |
| 41 | 金 | 榮 | 烈 | 和 | 12 | 21 | 2  | 18 | 27 | 2  | 19 | 6  | 0  | 2  |
| 42 | 重 | 堪 | 直 | 和 | 12 | 21 | 4  | 15 | 27 | 3  | 3  | 5  | 10 | 19 |
| 43 | 錠 | 容 | 判 | 英 | 10 | 20 | 9  | 29 | 27 | 3  | 24 | 6  | 5  | 26 |
| 44 | 能 | 任 | 浩 | 英 | 10 | 20 | 9  | 24 | 27 | 4  | 11 | 6  | 6  | 18 |
| 45 | 錠 | 昌 | 錫 | 和 | 15 | 20 | 11 | 15 | 31 | 1  | 6  | 10 | 1  | 22 |
| 46 | 朴 | 錫 | 介 | 央 | 15 | 20 | 9  | 28 | 31 | 8  | 15 | 10 | 10 | 16 |
| 47 | 朴 | 錫 | 冰 | 英 | 15 | 20 | 9  | 28 | 30 | 9  | 27 | 10 | 0  | 0  |
| 48 | 錠 |   | 金 | 英 | 終身 | 20 | 9  | 29 | 30 | 9  | 28 | 10 | 0  | 0  |
| 49 | 樞 | 三 | 詐 | 英 | 終身 | 21 | 2  | 4  | 31 | 2  | 3  | 10 | 0  | 0  |
| 50 | 洪 | 起 | 望 | 央 | 終身 | 20 | 9  | 18 | 30 | 9  | 23 | 10 | 0  | 0  |
| 51 | 金 | 哲 | 基 | 和 | 6  | 21 | 4  | 13 | 25 | 9  | 12 | 4  | 5  | 0  |
| 52 | 周 | 安 | 元 | 和 | 6  | 20 | 8  | 20 | 25 | 11 | 15 | 5  | 2  | 26 |
| 53 | 樞 | 在 | 明 | 和 | 8  | 21 | 4  | 15 | 26 | 4  | 26 | 5  | 0  | 12 |

|    |   |   |   |   |      |     |       |     |        |           |
|----|---|---|---|---|------|-----|-------|-----|--------|-----------|
| 54 | 麻 | 羅 | 石 | 和 | 8    | 21  | 4. 15 | 26  | 5. 3   | 5. 0. 19  |
| 55 | 朴 | 羅 | 真 | 和 | 8    | 21  | 4. 15 | 26  | 5. 3   | 5. 0. 19  |
| 56 | 曹 | 壽 | 致 | 英 | 10   | 20  | 9. 29 | 28. | 3. 28  | 7. 6. 0   |
| 57 | 朴 | 泰 | 錫 | 和 | 11.6 | 21  | 4. 9  | 26. | 12. 12 | 5. 8. 4   |
| 58 | 崔 | 大 | 倍 | 和 | 12   | 21  | 4. 15 | 27. | 3. 24  | 5. 11. 10 |
| 59 | 金 | 熙 | 哲 | 英 | 10   | 21  | 6. 3  | 27. | 3. 27  | 5. 9. 25  |
| 60 | 宋 | 中 | 進 | 木 | 10   | 21  | 1. 6  | 27. | 2. 4   | 6. 0. 29  |
| 61 | 徐 | 万 | 杰 | 中 | 終身   | 20  | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 62 | 張 | 仁 | 国 | 中 | 終身   | 20  | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 63 | 李 | 炳 | 直 | 中 | 12   | 20. | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 64 | 金 | 英 | 索 | 中 | 12   | 20. | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 65 | 張 | 錫 | 求 | 中 | 10   | 20. | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 66 | 崔 | 榮 | 斗 | 中 | 7    | 20. | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |
| 67 | 鄭 | 甫 | 浩 | 中 | 7    | 20. | 8. 20 | 27. | 8. 5   | 6. 11. 16 |

|    |   |   |   |   |   |     |    |    |     |    |   |      |     |    |
|----|---|---|---|---|---|-----|----|----|-----|----|---|------|-----|----|
| 68 | 姜 | 張 | 虎 | 中 | 5 | 20. | 8. | 20 | 27. | 8. | 5 | 6.   | 11. | 16 |
|    |   | 計 |   |   |   |     |    |    |     |    |   | 363. | 0.  | 21 |

昭和三十一年八月二十五日

第三国人戦犯者（韓国）の

国家補償要請について

韓国出身  
戦犯者  
同  
進  
会

## 口述要旨目次

|                |    |
|----------------|----|
| 一、私たちの生立       | 一  |
| 二、日本軍隊入隊当時の事情  | 一  |
| 三、日本軍隊服務中の諸事情  | 三  |
| 四、戦犯裁判前後の事情    | 五  |
| 五、戦犯服役中の諸事情    | 七  |
| 六、最高裁判所へ釈放請求訴訟 | 八  |
| 七、国家補償を要請する根拠  | 一〇 |
| 八、結語           | 一三 |

(注)この内容の記事は昭和三十一年八月十六日首相官邸で、田中副官房長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官、外務省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したものである。

## 一、私たちの生立ち並びに現状

私たちがこの世に産れ出した時は、すでに私たちの祖國は日本の統治下に置かれていた。従って私たちの受けた教育も日本的なものであり、勿論日本國家のために忠誠を尽すように教育させられたのだった。

このような私たちは少年期から青年期にかけて、滿洲争變、支那争變を経て大東亞戦争というあのオニ次世界大戦に際し当時の日本國家の強圧と周囲の情勢は無理やりに吾小身を南方の戦場にさらすように運命づけられた。

どうして紅顔の青少年の時期に南方の戦場に出征し其の後引き燒き戦犯に問われて理不尽にも牢囚の身となり惨苦をなめ悲歎に耐えて今日に至った。この四十数年を全く不本意ながら生活の技能を習得する機会にも恵まれず既に四十台に近い現在、又肉親、世人とも離ればなれの異邦のこの地で意にかなう就取口も容易には見つからず、それがいつて各種の複雑なる事情で精國すらも早急には考えられないような立場に置かれ、日を追うって生活の困窮に落ち沈められつつある。

## 二、日本軍隊に入隊した当時の事情

私たちは昭和十七年六月釜山の野口部隊に入隊させられた。入る時の形式は「志願による」ということではあったが、既に戦争もオニ二年目を迎え私たちをどこに使用するかどうかとも決っており従って所定の人数は当然揃えなければならぬ事情のもとでのことであれば当時の朝鮮に於ける周囲の雰囲気と相まって実面的には強制的な面が多分にあった。

いわゆる当時のことではいへば専横といひ

イ、専横看 朝鮮總督府

朝鮮軍司令部

ロ、仕 務 侍 務 監 視

ハ、身 分 陸軍軍醫 傭人

ニ、行 遇 本 俸 五〇円

ホ、服 務 年 限 二 ヲ 年 契 約

（上記の事項は昭和二十七年六月最高裁に私たちが釈放を請求して提訴した時、元上官は

氏の最高裁長官に提出した陳述書並に口述書による）

そして私には金山野口部隊において二ヶ月の訓練を受けた。

イ、入隊当初宣誓式を行い軍属統法を堅く遵守すべきことを誓約とれ署名捺印せしめられた。

た。

（軍属統法には上官の命令はそのことの如何を問わずに服従すべしと等分

記された）

ロ、精神教育は軍人勲諭を経とし戦陣訓を楯としたものであった。

ハ、術科は軍律的訓練で初年兵教育と同体であった。

（然し國際法と小直段侍勇の取扱については必要な法令法規等は一切示されてもくねり

かった）



訓練中の二ヵ月間に私たちは五日は口の中がくじやくじやくになる程殴りされて食事もろくろくかめない程のむごい非人間的な取扱を受けた。そのような二ヵ月の後私たちは南方各地に派遣され一部約七〇名は朝鮮に残され朝鮮俘虜收容所に配属された。出発の際には壮行式を行い当時の政務総監朝鮮軍参謀長も来場して口を諷えて「諸君は陛下の赤子として召されて出征するのであるから、鬼畜米英を打ちてしまひまむ、迄赤誠を尽して軍務に服務せよ、留守家族のことは皇國の責任に於て一切後顧の憂いのないよゝに萬全を期して尽してやる」と言明した。へそれなのに私たちの遺家族や留守家族は一家の支柱である私たちが現在のような境遇に陥った故に破産し、死亡し、離散し、あるいは路頭に迷っている。一体日本政府は空手形を発行したとでもいうのだからか。

### 三、軍隊服務中の諸事情

私たちが南方に派遣されてそれそれの服務地に配属された当初、配属入隊式を行いその席上で、当時の俘虜收容所の所長の一少将（後中將）は「俘虜は我が皇軍が尊い命を犠牲にして獲得した敵である。故にこの俘虜を逃亡させたものは銃殺に処しこれに同情を示したものは皇軍に反逆したものと見て嚴罰を以て処断する。依つて監視人であるお前たちは夢にもこのことを忘れるな」といった。

この訓示の示す通り私たちは常に後には日本人である将校下士官に厳重に監視され人間としてしのびないようなほめにおらいつて困苦している俘虜を前にして私たちはまるで板ばさみのような苦しい勤務をした。

俘虜の糧食があまりにも少くて命令通りの作業を進行さしえない時、あまりにもひどい打撃なので俘虜にもう少し糧食を増給しなければと經理将校に上申すればその經理将校は「俘虜は敵だぞ一人でも多く死ぬれば死ぬ程よいのだ、余計なことを口出しするな」ととなりぬ殴りつけられた。私たちは上官の命令はそのことの如何を問はずただちに服従すべきことを誓わされた。機械よりもなおみじめな奴隷よりもなお悲しい。二等兵隊にも敬れし服従し重馬、軍大よりもなお序列が下だと日本軍人にどなられた。植民地人の重層職員なのである。

当時日本人であれば同じ重層でも、その本人の学歴経歴、技能にたじて階級があげられたのに私たちに一切そのような待遇どころか、常に厳しい監視下で、療養のジマングル地帯や孤島にて雨の日も風の日も野ざらしにこれながら晝夜をわかたぬ激務に追いまわされたいなまればならぬ身分であった。

#### 四、戦犯裁判前後の事情

昭和三十二年八月十五日、いくら忘れようと努めても忘れられない日、この日から私には新しい支配者によって死の行進が強制とせられた。戦犯容疑者として連合軍に逮捕され、一日僅か一〇〇〇カロリーへ普通人で一日二六〇〇カロリー以上必要の食物が支給され、一日が数年続いた。囚体は骨と皮がくっつく程にやせ細り、黒こげ目まいはする。炎天下で重労働は強制され栄養失調云々どころのさわぎではない。それに晝も夜もじこい囚房にさらされた。それから取調しろくろくされずに起訴状にサインを強制され、戦犯裁判廷に立たされた私たちは目まいがし、悪寒心こかられてものもよういえなかつた。可哀だっだろう。南方一帯で直接俘虜に接触するのは日下の國家だ。たのしみは植民地出身の私たちだった上官の監視と命令をうけて、しかし俘虜の数は非常に多く中には陸軍のよくないものもいるので、それらを合めて軍規を保ち命令を履行して行くのは容易ではなかつた。そのために時には俘虜のペンタールをはるくらいのことがあった。そつじや場合一般に不自由な生活をしている俘虜たちの心理としてすべての不満が私たちに集中して向けられ、私たちが見てきた私たちの力の最善を尽くした最大限である面倒も何の役にも立たずかえってわざわいされたのであった。

迫害、私たちは今真剣にこの言葉のしつ意味を感味している。戦犯当時の事情の一端を当時南方軍の一裁判長であった、元陸軍法務少佐神谷善雄氏が昭和二十七年六月最高裁判官に提出した陳述書から引用しよう。

## 「戦犯裁判における彼らの立場」

今まで軍隊的統率下に抑えられていた夫々の民族意識が昂まる一方既に解体の運命を予約された日本軍内部の階級觀念が漸次崩潰に伴い軍の統制が弱化するにつれて日本人との間の疎隔が表面化するに至り、このような状況下において戦犯容疑者の検挙が行われたいその当時でもまた、日本軍の上官の決断と措置如何に依つては私たちにを病院に入院さすなり名前をくらまして他の部隊に転属さすなりして多少の困難を伴うとも可と小救助する方途は残されていたのだった。

戦犯裁判が始められた。俘虜と接触する機会のも多かつた韓國人軍醫は対日感情極めて険悪であつた。終戦直後の報復的戦犯裁判における最大の犠牲者となつた。

しかも裁判となれば彼らの上官であつた日本人との間に種々の利害の相反する場合もあつて、その間いろいろと不愉快な暗斗などもあつた。へ命をかけたの上断場なのに請ひ、私たちが殆んど死刑にされるはめにおらいつた。その上彼らは殆んど必ずこのような上層と一箱に起訴され一箱に法廷に立つことになり常に起訴と同時に公判期日が通知されるという有様で、ろくに弁護人と打合せも出来ずに法廷に立たねばならぬ場合が多かつた。一箱に起訴された日本人にも、よしてや彼等の利害が充分護られなかつた。概か多い。又日本語による微妙な思想、感情の表現が思ふようにはゆかない。彼等にとって裁判における不利な立場は思ふにあまりあるものであつた。

勿論法廷で彼らをかばい今でも敬愛せられたいる旧上官もいるが、私たちにをそのような人を終生心から敬愛するであらう。

概して彼らの心情においてはこの思いも及ばなかった。

戦判裁判において日本人の旧上官には見離され弁護人にすら見離され、結局日本は彼らに何の保護も与えなかったということは争実であり、この意味において彼らが非常気毒な局面に立たされたという争実を忘れることはできない。

このようにして私たちは戦犯者という残酷な烙印がおされたのであった。だが私たちは反省している。連合国の軍人である俘虜を殴打した争実を、それが日本軍の軍隊教育の伝統の影響が多分に私たちの行動を支配したのではあっても、私たちは人を殴った争実が否定出来ないし、よくないことをしたという良心の呵責に伏せねばならないから。

## 五、戦犯服役中の諸事情

当時若かった平均年令二十五才の私たちは或るものは死刑の宣告を受け、人類の平和を本当に心底から希求し、世界の福祉を心から希願した。

以下死の寸前までに書いた趙文相君の手記を抜萃する。「この世よ幸あれ、絶望の深淵には苦痛はない、そもそも希望には常に苦痛を伴う。この世のすべてのことに絶望した時始めて人間は安心する。浮世のはかなき時回に何故相焼き、相憎まねはならぬだろう。日本人も朝鮮人もないものだ。皆東洋人じゃないか。いや西洋人だって同じだ云々」としていく。過去の行為が不都合であらうとし妻や子のある年長者の旧上官を生かして一人もの草

い私たちが犠牲になつた方が最少限の犠牲になることなら、人間相互間の悲惨事はもう二  
めんだ。旧上官が生きていることによつて彼の妻子が幸福になれることを思えば従容と死に向  
かつた。

そして重刑を科せられた者は采る日も采る日も空腹をかかえて肉体的重労働と精神的重圧  
にあえぎながら外国の監獄の鉄鎖にしばられて、文字通り生か死かの線上を彷徨するよう  
になつた。

それに加えて祖國の動乱、あれ程希求せしめて私たちの犠牲によつて二度とこの世に戦争  
が起らないならと念願した平相が破れ兄弟同胞が殺しあうあの動乱が祖國に勃発しようと  
は、故郷は灰燼し、田畑は荒れはて、人心は乱れ、妻や子や老いたる父母は死亡し又は離  
散して路頭にまようようになつた、このような時「何が漢らさこのようにしたのか」と問  
い、無理に強権で徴用し最下級の軍属傭人として白人侍孀を監視せしめ大馬の勞をくぐ  
したあけく日本は私たちの身柄まで連合國に売り渡した、その結果、父母や肉親の悲惨な  
実情を知りつつしむどうにもならなかつた私たちの心慮を日本人の道義心に向うことは不  
当  
だ  
ら  
う  
か  
。

## 六 最高裁判所へ釈放請求訴訟

私等ら南印關係戦犯者は昭和二十五年一月英領關係戦犯者は昭和二十六年八月それぞれ業

嶋プリズンに移管された。そして講和条約にすべての明待をかけたのであった。だがはたして講和条約は私たちに何をしたらしたのであつたかそれは今度は、日本政府のよによつて直度拘禁の辱しめの苦遊をなめさせるはめとあいなつたのである。日本には八〇〇〇万の人間が住み、宏大な皇宮には天皇が如前と生きているのに運命の可憐さというにはあまりにも残酷なことであつた。

それは又私たちに残された最後の信義というものに対する一すじの信頼の糸すりも断ち切る無情な仕打ちであつた。そこで私たちに、日本弁護士会の加藤隆久先生の熱誠お示れる御意に依り昭和二十七年六月十四日東京地裁に人身保護法による釈放請求の訴訟を起した。御意、或は東京地裁の審理をゆるすとす直接最高裁で裁判することにしてしまつた。そしてその御意は「刑が課せられた当時日本國民であること」との理由で私たちの訴訟を却下し、連合軍が私たちに理不尽な刑を科したことは一切不当に附し、最高裁までも私たちに刑務司拘禁といふはえある恩典を御下賜おそばされたのであつた。

都合のいいときは「日本人」だ、都合の悪いときは「朝鮮人」だと馬鹿にし同僚から「対日協力者だ」とおげすまれ、連合軍から極悪非道な重罪者にこれ、この地獄上に五尺の小い棒すらし入れるところのなくなつた私たちの行き着くところをよくもおぼえてくれたのだ。これで日本に法が守られ、道義心がたて直されるなら、それこそ新しい不思議小地獄上にうーっふえるにらうに。

## 七、國家補償を要請する根拠

○ 兵役義務のない私たちに日本は國策遂行のために従軍を強制した。

○ ニヶ年の従軍という契約を不履行した。

昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元シンガポール俘虜收容所員陸軍大尉福田恒夫氏の口供書の抜粋「応募の条件としての最も重要なる服役年限はニヶ年となっていたのである。軍も、また応募者もそれを前提として募集し応募したものであります。」「応募の時にき頃においていは二年限てばを満了どころとし軍属職員という最下級の地位に甘んじながらも眞面目に勤務していたこの人達……」「それでニヶ年という年限の証明として朝鮮に勤務していた人達はニヶ年で交代を致して居る事実で足りる。」「もし二年限過した時に萬難を排して帰國せしめれば今日この悲慮に陥ることがなかつたであろうと思ふ時遺憾に堪へません。」

（昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元金山野口部隊部長として私たちにニヶ月の訓練を施した責任者であり後朝鮮俘虜收容所長であつた陸軍少将野口護氏の口供書より抜粋）

「三千名の一部（二小隊七〇名）は朝鮮俘虜收容所に配属服役せしめられ、約二年の後新委員と交代。新委員は終戦迄服役し終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ、而して、收容所勤務中に於ける対俘虜打撃隊打はなさに非ると雖、彼らは全然逮捕せらるることなく元より起訴もされず、其の罪は凡て收容所長に向われたりし。」



○ 南方に出発する壮行式のとぎ朝鮮総督府政府政務総監田中武雄氏の日本政府と日本國民を代表してなした言明に対しての不実行

○ 従軍中の差別待遇によつて不当なる取扱に対する責任並びにそれによつて生じた多くの不利益に対する要求

○ ポツダム宣言を受諾するに当り日本政府は天皇のことは深く考慮を払い聯合國の諒解を得ながら私たちに十三國人戦犯者の立場を考慮しなかつた無責任と不道義ハポツダム宣言には領土のことが明記されているし、又韓國の独立はその以前の聯合國諸協定、宣言等によつて予め明白にされていた争由を思い返してもらいたい

○ サンフランシスコ講和条約締結の際日本政府は私たちの存在を知らなかつた考慮を払わなかつた無責任と不道義

○ 日本政府の手による直接拘禁の道義的責任と非人道的な不当性

○ 日本人の戦犯者の刑務所服役期限を恩赦年限に通算する争突

○ 私たちの精神的肉体的損失（前記福田氏口供書より）

「現在に於ては國家が契約不履行により物心両面に与えた無量の損失の幾分を補償してあげることが考慮せられねばならない。」

○ 募集のとき公表した本庫五〇円が南方においては実施されなかつた故にもらえなかつた差額の要求

(前記福田氏口供書より)

「米給の件も募集に除し公表されたものと實際支給額には差異がありそれは常に實際支給額が少かつたのであります。」

(その差額三年間を通算して一五〇〇円)

○ 強制貯金をされたその貯金の要求

(三年間を通じて強制的に天引貯金された額は大体一人平均三、〇〇〇円)

○ 退版金を払うようになっていたのに払えらなかつた退版金の要求

(その額は八〇〇円であり戦犯首に回われなかつたものには支給された)

○ 速用日より出所日迄の未払給金の要求

(福田二十年七月大塚松尾らの場合は月額一五〇円くらいであった)

ハ、結 語

上記の箇所に記載した金額は全部終戦前の金額を記録したのであるから今仮りに滿十年限  
 役したものを例にとって今の金額に換算すれば、(三〇〇〇倍として)当然むづうぐさものを  
 未だにもらっていない分だけでも、

|             | 当時の金額   | 現在の金額    |
|-------------|---------|----------|
| イ、本俸の差額     | 一五〇〇円   | 三〇〇,〇〇〇円 |
| ロ、天引貯金      | 三〇〇〇円   | 六〇〇,〇〇〇円 |
| ハ、退職金       | 八〇〇円    | 一六〇,〇〇〇円 |
| ニ、一〇年間の未払俸給 | 一八,〇〇〇円 | 三六〇,〇〇〇円 |
| 計           |         | 四四六,〇〇〇円 |

その外青香を俸にふり、あらゆる不利な諸損失を計算すればおそらく五六百万円ではきか  
 ないことであろう。故に私たちは本場に正確に計算して日本政府に補償を要求すれば優に  
 一人当り一十萬円は超すことであろう。

だが私たちの要請額は

- ノ、死亡者へ利死その他一任当 五,〇〇〇,〇〇〇円
  - ハ、逮捕日から出所日までを通算日当五〇〇〇円しか要請していないのである。
- はたして私たちの要請が不当であろうか、若しそれが不当であれば私たちに得金の行

くように一々説明して欲しいのである。

更に又つけくわえれば、日本政府に対して私たちは忠誠こそ尽せ、日本の法律を犯したおぼえは全然ないのである。あたりまえからいえば日本政府からの切符に対する報償を受ける権利はあっても、刑務所にたたままれて辱めを受ける義務は全然なかった。私たちは日本の刑法上からは完全に無罪である。であれば日本の刑事補償法を参考に考えて見ても、私たちの要請額は最小限の要請であることが明白にわかってくれることを信ずる次第である。

最後に私たちは世界と祖国の次に日本を最も愛するものである。日本が一日も早く道義的責任を自覚しとして尽すべきを尽しはたすべきを以て真正なる方向に進むことを念願してやまない。

私たちは生涯をかけて韓日両民族の上に恒久親和と隣邦友愛の肉橋のすて石にらんことを念願しているものである。

|          |      |
|----------|------|
| 韓國出身戦犯者数 | 一四八六 |
| 囚徒 在日者   | 三四   |
| 在日者      | 六四   |
| 帝國者      | 五六   |
| 刑死者      | 二三   |
| 死亡       | 一一   |
| 自殺       | 一    |

以上

205

# 韓国出身戦犯者同進会趣意書

太平洋戦争が勃発して間もない昭和十七年六月、わたくしたちは日本軍に徴用され、南方各地に派遣されて、昭和二十年八月十五日終戦に至るまで軍務に従事しました。戦后、多くの同僚は、解放した祖国に帰ることができました。しかし、わたくしたちは揮不尽にも戦争犯罪容疑者として裁判に問われ、二十二名の同僚が死刑に処され、一一七名のものが重刑を科せられました。この戦犯裁判その自体は、重刑の当不当はさておいて、とにかく長い間の獄中生活は、わたくしたちに多くの思索と、反省の機会を与えてくれました。その体験から生じた、いくつかの悲願の實現を希求しつゝ、社会生活に必要な基礎を築くべき最も大切な青年期の十年前後の空白の隙を背負い、九七五のものが祖国の生活から、生存競争の激しい異国の社会に放り出され、今なお興南刑務所に二十名の者が拘禁されています。そして、わたくしたちを受け入れる社会は、わたくしたちのために、不適合な條件ばかりで、また日本政府もわたくしたちの問題に関して積極性をもっていません。

この困難な情勢から、わたくしたちは、お互が協力しあうとともに、広く有志者各位の御支援をえて、自由で明るい人間的な生活権を確保するために、本会を設立するに至った次第であります。

よって貴下の御賛同と御協力をえますれば幸甚に存じます。

以上の趣旨を達成するために次の事項を行います。

- 一 会員の軽減・融和向上
- 二 日本政府との交渉
- 三 理解のある個人、又は団体との連絡及び提携
- 四 刑死者に関する事項
- 五 営利事業並びに基金の募集
- 六 会報「      」の発刊

昭和三十年四月一日

発起人

代表

|   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
| 金 | 城 | 基   | 永 |
| 大 | 川 | 允   | 高 |
| 洪 | 起 | 聖   |   |
| 完 | 山 | 金   | 裁 |
| 広 | 村 | 聯   | 来 |
| 高 | 野 | 幸次郎 |   |

# 韓国出身戦犯者同進会規約

## 第一章 総則

におく。

第一条 本会は韓国出身戦犯者同進会（以下会という）と称し、その事務所を

第二条 会は創立の本旨に基き相互扶助の下に基本的人権並びに生活権の確保を目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため左のことを行う。

- 一 会員の親睦融和向上に関する事項
- 二 日本政府と交渉に関する事項
- 三 理解ある個人、又は団体との連絡及び提携に関する事項
- 四 刑死者に関する事項
- 五 営利事業並びに基金の募集等
- 六 会報関紙の発行

## 第二章 会の組織及び会員の権利義務

第四条 会の組織は左のものによる。

一 日本内に居住又は回籍をなしている韓国出身戦犯者を以て組織する。

二 刑死者の遺族（後継者）帰国者は会員になることができる。

第五条 会員は左の権利を有する。

- 一 会の役員を選出し、又は選出される権利
- 二 正常な手続を経て自由に意志を表明し議決に参加する権利
- 三 会員の名において一切の利益をうける権利
- 四 会の書類を自由に閲覧し、その内容につき関係者から説明を求める権利

ニ、左の業務を有する。

- 一、 規約、活動方針を遵守し、会の発展に努める業務。
- 二、 機関の決定に服する業務。
- 三、 所定の日までに会費を納入する業務。
- 四、 会費は必要の書類を提出せねばならない。

第三章 役員及び委員

オ七条 会に左の役員をおく。

役員は兼務することが出来る。

- 会長 一、 副会長 二、 委員 八、 執行委員 五、 監査 二、

オ八条 前条の他に若干名の顧問をおくことができる。但し顧問は役員会の議を経て会長がこれを推せんする。

オ九条 役員の仕事は左の通りとする。

- 一、 会長は会を代表し会務を統轄する。
- 二、 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 三、 委員は担任部門を統轄し、別に定める細則によってその職務を行う。
- 四、 執行委員は会務を執行する。
- 五、 監査は会務を監査し、総会に監査報告をする。
- 六、 顧問は会務を諮問する。

オ一〇条 役員は無償奉仕とする。

オ一一条 委員の選出方法は細則に定め、委員数は一〇名とする。

オ一二条 役員の新出は委員の互選によって定め総会の承認をうる。

オ一三条 役員任期は一年とする。再選を妨げない。又欠員を生じたときは補欠選任をすることができる。但し、前任者の残任期間とする。

オ一四条 役員は左の場合資格を失う。

- 一、 総会又は役員会の承認を得て役員を辞職した場合
- 二、 総会、又は役員会で不信任が議決された場合

#### オ一四章 機関の構成

オ一五条 会に左の機関をおく。

総会 役員会 執行委員会

オ一六条 総会は会の最高機関であり、会員で構成し、左の事項を決定する。

- 一、 規約の改正に関する事項
- 二、 活動方針の基本的事項及び重要なる行事計画
- 三、 予算決算に関する事項
- 四、 役員承認に関する事項
- 五、 企業計画に関する事項
- 六、 一般経過報告に関する事項
- 七、 その他必要と認められた重要事項

オ一七条 会の招集及び採決

- 一、 総会は毎年一回会長これを招集する。
- 二、 その日時、場所及び議題は一週間前に会員に知らせねばならない。
- 三、 役員会の議決、又は会員の三分の一の要求があれば臨時総会を開くことができる。
- 四、 総会は会員の三分の一以上の出席で成立し、決議は出席者数の二分の一以上の過半数の同意を要す



五、可否同数のときは、議長がこれを決する。

六、議長、副議長は出席委員から選出する。

オ一八条 総会が成立しないときは、会長は十日以内に再度招集しなければならぬ。

オ一九条 役員会は役員をもって構成する。但し会計監査は随時出席することができる。

オ二〇条 役員会は総会につぐ決議機関であり、総会で決した事項を執行する機関である。

オ二一条 役員会は左のことを行う。

一、総会の決議事項に関する件

二、細部活動方針に関する件

三、予算、決算に関する件

四、企業、計画に関する件

五、役員決定、補欠選任、信任不信任に関する件

六、規約に関する件

七、その他必要と認められた重要事項に関する件

オ二二条 役員会は毎月一回定期的に会長これを招集する。但し三分の一以上の要求があつたとき及び緊急必要なときは随時会長はこれを招集することができる。

オ二三条 役員会は役員数の三分の二以上の出席により成立し、議決は出席者数の三分の二以上の同意を要する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は出席役員から選出する。

オ二四条 執行委員会は執行委員を構成し、会務を執行する。

一、執行委員会の決議事項は会長の同意を得て執行する。

二、執行委員会は必要に依り随時開くことができる。

三 執行委員会は全員出席で成立し、決議は全員の同意を要する。

四 会長は執行委員会に出席する。

オ二五条 役員会に左の部門をおく、

執行部 総務部 渉外部 厚生部 企業部 監査部 経理部 編集部

各部門に關しては細則をもうける。

オ二六条 総会及び役員会において必要と認められた場合は前条の他に専任代理人を設置することが出来る。

### オ 五 章 会 計

オ二七条 会の至費は会費及びその他の収入でこれにあてる。

オ二八条 会費は会員一名につき一ヶ月壹百円とする。

オ二九条 会計法はいつでも会員の閲覧・監査の監督に依ることが出来るように明らかたこれしていなければならぬ。

オ三〇条 会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

オ三一条 収支予算及び決算は総会の議決を必要とする。

収支はすべて役員会の承認を必要とする。

### オ 六 章 補 則

オ三二条 この会則に準じて細則を設けることができる。但し役員会の承認を受けなければならない。

オ三三条 総会及び役員会の議決事項はできるだけ速かに会員に知らせねばならない。

### 附 則

この規程は昭和三十一年四月十日（五月一日）から施行する。前規程は同日（五月一日）から廃止する。この規程は昭和三十一年四月十日（五月一日）から施行する。前規程は同日（五月一日）から廃止する。

11の巻物は昭和三十一年三月十八日水二夜発行の巻物を経て即ちこの改正した。